

ほほえみプラン 21
～子育て環境づくり計画～
蒲郡市次世代育成支援行動計画
【後期】

平成 22 年 3 月 蒲郡市

はじめに

本市では、「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち蒲郡」を基本理念に、平成17年3月に子育て環境づくり計画「ほほえみプラン21」の前期計画を策定し、掲げた施策・事業の方向性や目標に沿って、子育て支援の充実や児童の健全な育成を支える取り組みの充実に努めてまいりました。

前期においては、需要が高まっている3歳未満児保育の定員枠や延長保育・一時保育の実施園の拡大、小学生の放課後の居場所づくりとして児童クラブの受入れの拡大など、保育に関わる施策・事業の充実を着実に進めてまいりました。

また、地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターを3箇所を増やしたほか、平成19年度からは、赤ちゃんが生まれた家庭を保健師や助産師などが訪問する事業を開始し、保護者の子育てに関する不安の解消に努めてまいりました。

このような中、計画の見直しの時期となり、国の施策動向や前年5か年における施策・事業の進捗状況を踏まえつつ、市民へのニーズ調査を通して、今後の課題を把握した上で、国の行動計画策定指針に示された「9つ視点」を踏まえつつ、施策の基本的な方向性を設定し、後期の計画を策定いたしました。

本計画では、子育ての第一義的責任を持つ夫婦等の「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭を支えていく「地域の協育力の向上」を家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことをめざしております。

今後は本計画に基づき、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多大なご協力をいただきました蒲郡市次世代育成支援推進協議会委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

蒲郡市長 金原久雄

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と計画期間	3
3 基本理念	4
4 施策の基本的な方向性	4
5 計画の策定手順と策定体制づくり	6
6 市民の意見を反映した計画づくり	6
7 計画の施策体系	8
第2章 子育てを取り巻く環境	9
1 人口等の基本指標	9
2 子育て家庭の生活実態と子育てに対する意識	15
第3章 保育等事業量の目標設定	21
1 事業量の算出手順	21
2 目標事業量	23
第4章 施策の目標と内容	24
1 地域における子育ての支援	24
1-1 地域における子育て支援サービスの充実	24
1-2 保育サービスの充実	31
1-3 子育て支援のネットワークづくり	35
1-4 児童の健全育成	36
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	42
2-1 子どもや母親の健康の確保	42
2-2 食育の推進	48
2-3 思春期保健対策の充実	53
2-4 小児医療の充実	55
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	57
3-1 次世代の親の育成	57
3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	59
3-3 家庭や地域の教育力の向上	63
3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	66
4 子どもの安全の確保	68
4-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	68
4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	70
4-3 被害にあった子どもの保護の推進	73

5	子育てを支援する生活環境の整備	74
5-1	良質な住宅の確保	74
5-2	良好な居住環境の確保	75
5-3	安全な道路交通環境の整備	78
5-4	安心して外出できる環境の整備	79
5-5	安全・安心のまちづくりの推進等	81
6	職業生活と家庭生活との両立の推進	82
6-1	多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し等	82
6-2	仕事と子育ての両立の推進	84
7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	87
7-1	児童虐待防止対策の充実	87
7-2	母子家庭等の自立支援の推進	91
7-3	障害児施策の充実	93
第5章	計画の推進	96
1	計画の周知	96
2	推進体制	96
資料編		97
資料1	策定経緯	97
資料2	蒲郡市次世代育成支援推進協議会設置要綱	98
資料3	蒲郡市次世代育成支援推進協議会委員名簿	100
資料4	用語解説	101

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に子育て環境づくり計画「ほほえみプラン21」の前期（平成17年度～21年度）の計画を策定し、掲げた施策・事業の方向性や目標に沿って、子育て支援の充実や児童の健全な育成を支える取り組みの充実に努めてきました。

前期においては、需要が高まっている3歳未満児保育の定員枠の拡大や延長保育・一時保育の実施園の増加、小学生の放課後の居場所づくりとして児童クラブのクラブ数の増加など、保育に関わる施策・事業の充実を着実に進めました。

また、地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターを3か所に増やしたほか、平成19年度からは、赤ちゃんが生まれた家庭を保健師や助産師などが訪問する事業を開始し、保護者の子育てに関する不安の解消に努めています。

そして今回、法律に基づく計画の見直しの時期となり、国の政策動向や前期5か年における施策・事業の進捗状況を踏まえつつ、市民へのニーズ調査を通じて、今後の課題を把握した上で、後期（平成22年度～26年度）の計画を策定したものです。

図表1 本市の子育て支援施策の主な実績（前期計画期間中）

事業名	平成16年度	平成21年度
3歳未満児保育	0歳児 18人・4園	39人・6園
	1歳児 62人・7園	105人・8園
	2歳児 93人・7園	156人・8園
延長保育	7園	8園
一時・特定保育(か所・定員)	—	2か所・15人
病後児保育	—	1か所
児童クラブ(か所・定員)	10か所・400人	13か所・565人
地域子育て支援センター	1か所	3か所
保健師、助産師等による赤ちゃん訪問	第1子：すべて 第2子以上：希望者	すべての赤ちゃん

図表 2 国の政策動向

年次	政策の概要	
平成 15年	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化
平成 16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定
平成 17年	子ども・子育て応援プラン(17~21年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定
平成 18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引上げ ②こにちは赤ちゃん事業の実施 ③育児休業給付率の引き上げ ④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン) ⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施
平成 19年	認定子ども園制度の開始	認定子ども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育 ②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育 ③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定
平成 20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%(現行20%) ②小学1年~3年生の放課後児童クラブの提供割合を60%(現行19%)という2つの目標をめざし施策展開

年次	政策の概要	
平成 20年	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定
	社会保障国民会議最終報告	少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは1.5～2.4兆円と推計
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告を踏まえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記
平成 21年	社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	民主党マニフェストの公表	妊娠・出産への支援の拡充（出産一時金42→55万円など）、子ども手当（子ども1人当たり月2.6万円支給）の創設、幼保一元化の促進などをマニフェストに明記

2 計画の性格と計画期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子育て家庭を対象として、市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、これまでの本市における取り組みの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、「がまごおり新世紀プラン」（第三次蒲郡市総合計画）や関連計画との整合性を図り、策定しました。

なお、本計画は、平成17～21年度を前期計画、平成22～26年度を後期計画と位置づけた10年間の計画であり、中間年度である平成21年度における見直しを経て、今後は後期計画となります。

図表3 計画期間

	前期計画		後期計画	
平成16年度	平成17～20年度	平成21年度	平成22～25年度	平成26年度
計画の策定	計画の推進	中間見直し	計画の推進	最終評価

3 基本理念

本計画は、上位計画である「がまごおり新世紀プラン」のまちづくりの基本理念である「まちが人を育み、人がまちを育てるまちづくり」、「安心して快適に暮らせるまちづくり」、「海・山などの自然と人が共生するまちづくり」を踏まえ、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりをめざして、次の基本理念を掲げます。

基本理念

みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡

4 施策の基本的な方向性

本市は、国の行動計画策定指針で示された「9つの視点」を踏まえつつ、施策の基本的な方向性を設定しました。

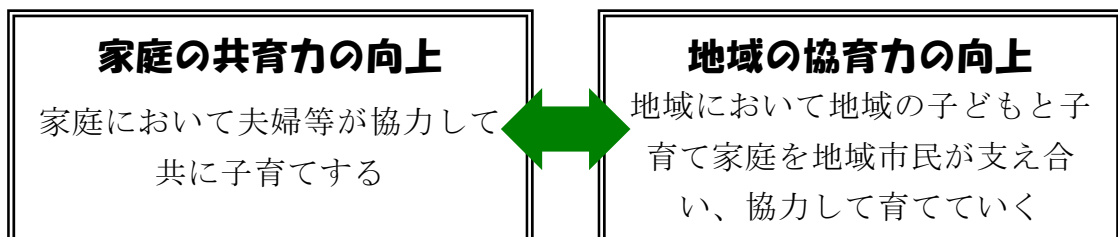
子育ての第一義的責任を持つ夫婦等の「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭を支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠であり、このことを家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことが重要です。

このため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。

なお、「共育」とは、家庭において夫婦等が協力して共に子育てすることであり、「協育」とは、地域において地域の子どもと子育て家庭を地域市民が支え合い、協力して育てていくことを表したものです。

すなわち、子どもを育てることは親も地域も子どもと一緒に育っていくという側面もあると考えます。

施策の基本的な方向性



図表 4 国の行動計画策定指針を踏まえた「9つの視点」

9つの視点	内容
① 子どもの視点	次世代育成支援対策の推進は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。
② 次代の親づくりという視点	子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。
③ サービス利用者の視点	少子化や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取り組みが必要です。
④ 社会全体による支援の視点	次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び県、そして市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。
⑤ 仕事と生活の調和実現の視点	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、人生の各段階で多様な生き方が選択・実現できるよう取り組みを展開する必要があります。
⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点	次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。
⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点	地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、自治会を始めとするさまざまな団体、子育てを支援するボランティアや主任児童委員等が活動しており、こうしたさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。 また、保育園の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。
⑧ サービスの質の視点	利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。
⑨ 地域特性の視点	次世代育成支援対策においては、本市の特性を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。

5 計画の策定手順と策定体制づくり

本計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策地域協議会や横断的庁内組織を設置し、以下の手順を踏まえて策定しました。

(1) 次世代育成支援施策を推進する横断的庁内組織による計画の進行管理等

本市では、次世代育成支援を総合的に統括するワーキング（庁内組織）を平成 15 年 8 月に設置しており、子育て環境づくり計画の進行管理を行っています。

今回の計画見直しでは、計画策定のためのニーズ調査の実施、子育てに関する事業の進捗状況の点検・評価などを行いました。

(2) 次世代育成支援対策地域協議会による後期計画案の協議

本市では、市民団体代表・父母の会代表等を含めた組織として、次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地域協議会「蒲郡市子育て環境づくり計画策定委員会」を平成 15 年 11 月に設置しました。

前期計画期間は、毎年度、計画の進捗状況の確認等を行い、地域の次世代育成支援に関わる組織・関係者等との連携によるきめ細かな課題の把握、次世代育成支援についての意見交換等を行ってきました。

また、今回の計画見直しでは、さまざまな立場から今後の次世代育成支援に関する意見交換等を行いつつ、後期計画案の協議を行いました。

6 市民の意見を反映した計画づくり

計画の策定や見直しにあたっては、市民の意見を反映するための必要な措置として、サービス利用者等に対するニーズ調査の実施や計画素案を市民に情報公開して幅広く意見を収集し、この計画に反映しました。

(1) ニーズ調査の実施

ニーズ調査は、平成 20 年度において就学前児童や小学生の保護者を対象に、郵送配布・回収によるアンケート調査を下表のとおり実施しました。

調査内容には、国から示された調査設問のほかに、地域の子育て支援等に関する設問、行政への要望等を追加し、この調査結果は報告書としてまとめました。

図表 5 ニーズ調査の概要

種類	配布 対象数	回収数	回収率	
			有効票	回収率
就学前児童の保護者調査	2,000	977	901	48.9%
小学生の保護者調査	2,000	947	896	47.4%
総計	4,000	1,924	1,797	48.1%

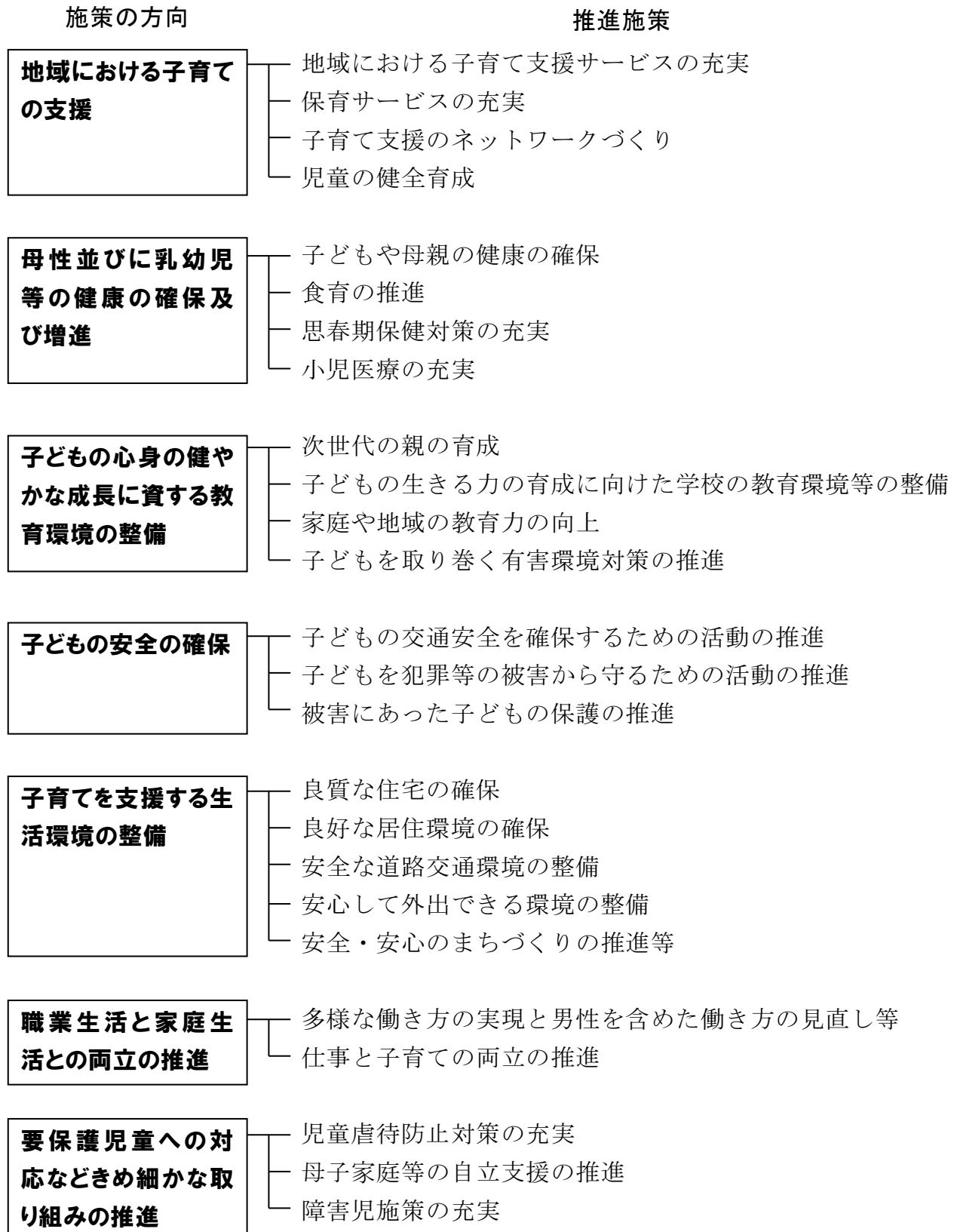
(2) 情報公開と意見募集

平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 2 日まで、計画素案について広報や市のホームページへ掲載したり、市役所で閲覧できる場を設けて、市民の意見を募集しました。

7

計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



第2章

子育てを取り巻く環境

1 人口等の基本指標

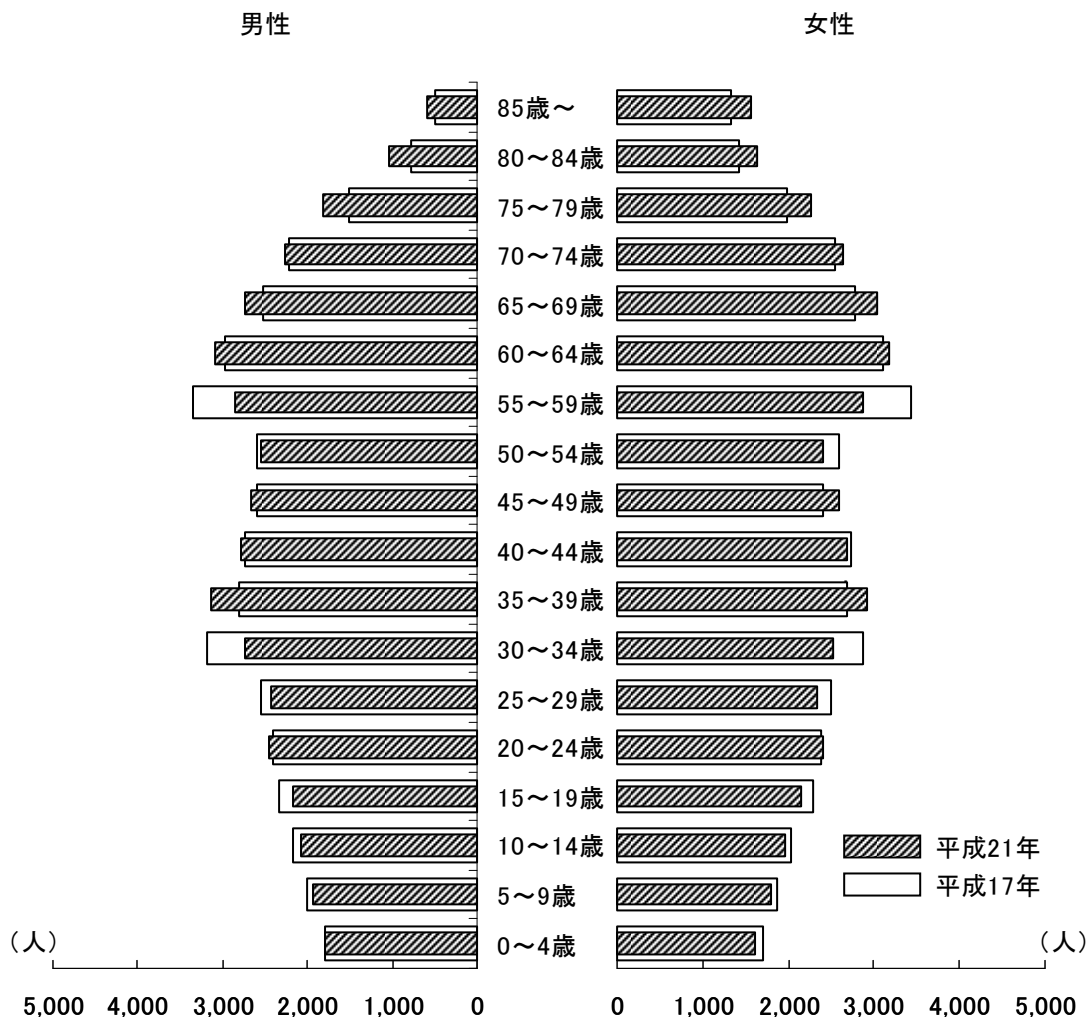
(1) 人口ピラミッド

本市の人口構成は、平成17年と平成21年の比較を見ると、いわゆる『団塊の世代』の最初の年齢層が平成19年に60歳を迎えたことから、50歳代後半が大きく減少し、60歳以上の中年期から高齢期の人口が増加しており、この5年間で大きく高齢化が進んでいます。

また、いわゆる『団塊ジュニア世代』を含む年齢層が30歳代後半となり、子どもを生む年齢層のピークである20歳代後半や30歳代前半の人口が大きく減少しているのが特徴です。

図表6 人口ピラミッド

資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日現在）



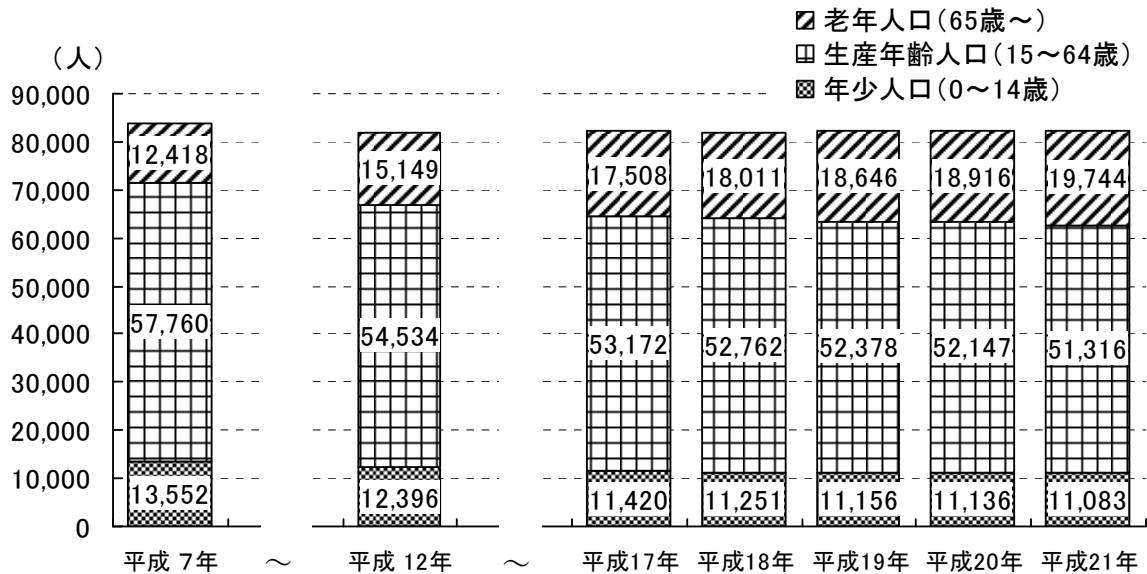
(2) 年齢別人口

本市の年少人口(0～14歳)は、平成21年10月1日現在11,083人と、年々減少しており、平成7年と比べると、約2,500人減少しています。

また、年少人口の構成比は、平成7年の16.2%から平成21年では13.5%まで減少しており、少子化が進んでいます。

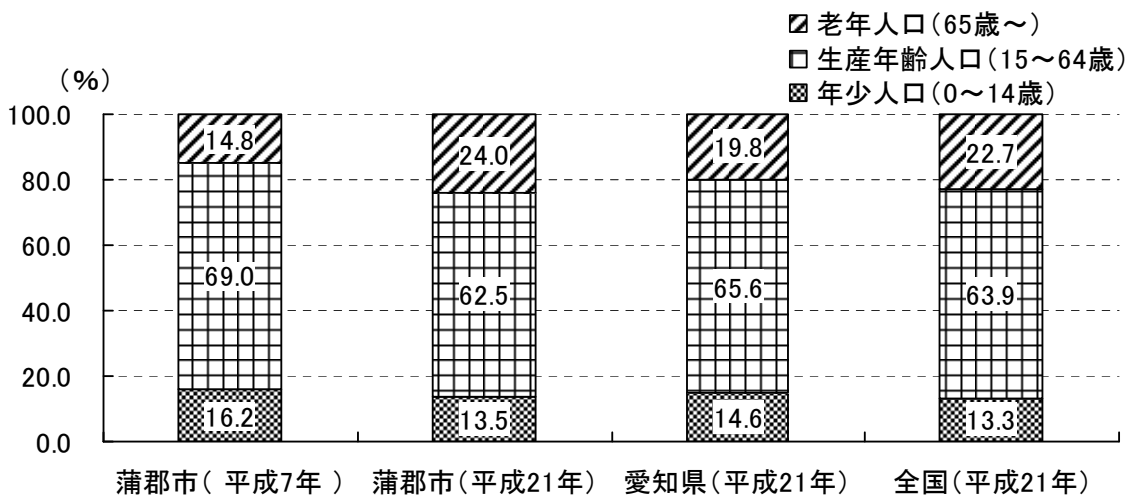
図表7 年齢別人口

資料：国勢調査及び推計人口（各年10月1日）



図表8 年齢別人口の構成比

資料：国勢調査及び推計人口（各年10月1日）



※全国の数値は、母数に年齢不詳を含めた割合のため、合計は100%にならない。

(3) 出生数及び合計特殊出生率

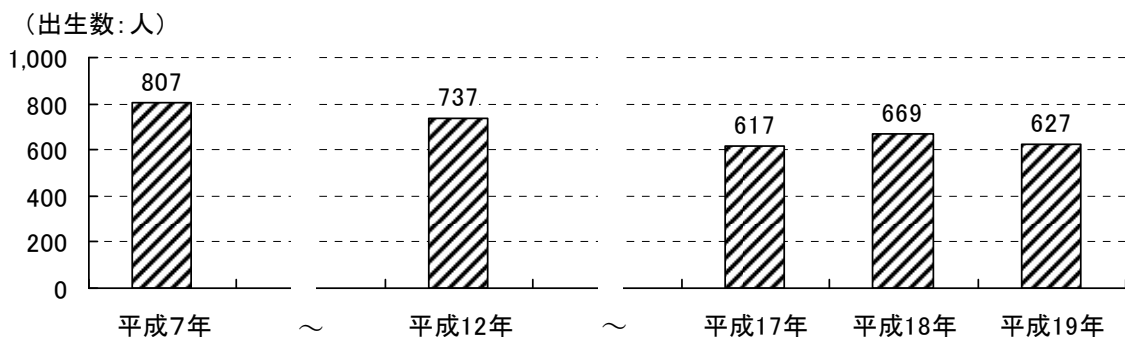
本市の年間出生数は、平成 19 年が 627 人となっており、平成 7 年から 2 割以上減少しています。

また、合計特殊出生率は、平成 19 年が 1.21 と、全国平均 1.34 や愛知県平均 1.38 を下回る水準となっています。

なお、合計特殊出生率の全国平均や県平均の増加は、『団塊ジュニア世代』が出産・子育ての時期に入ったことやこの時期の景気回復、子育て支援サービスの充実などが、その増加の要因として考えられています。

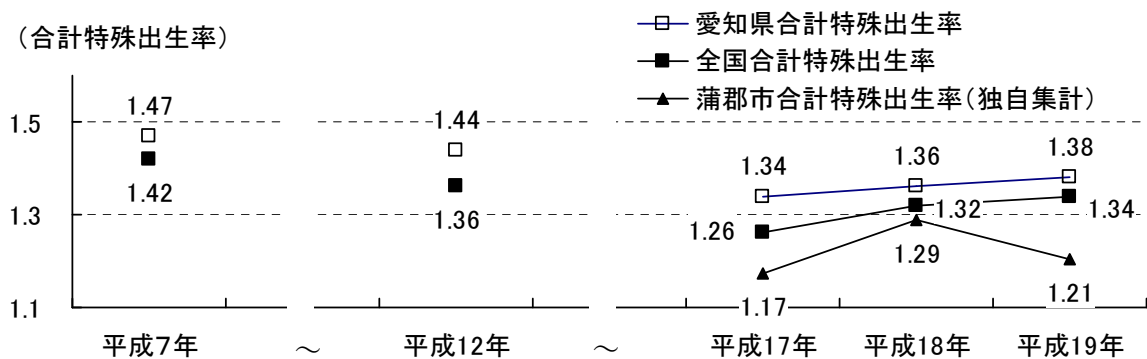
図表 9 出生数

資料：愛知県衛生年報



図表 10 合計特殊出生率

資料：愛知県衛生年報、市の合計特殊出生率を求めるために使用した人口は住民基本台帳人口+外国人登録人口：各年 10 月 1 日現在)



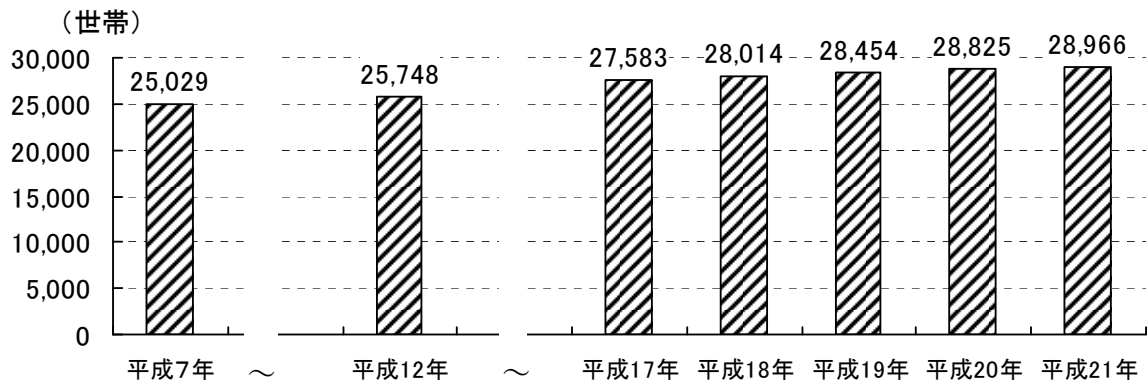
(4) 世帯数及び平均世帯人員

本市の世帯数は、平成 21 年 10 月 1 日現在 28,966 世帯となっており、平均世帯人員は 2.84 人という状況です。

世帯数は、平成 7 年と比べて、4,000 世帯近く増加する一方、平均世帯人員は県平均を上回るものの、年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

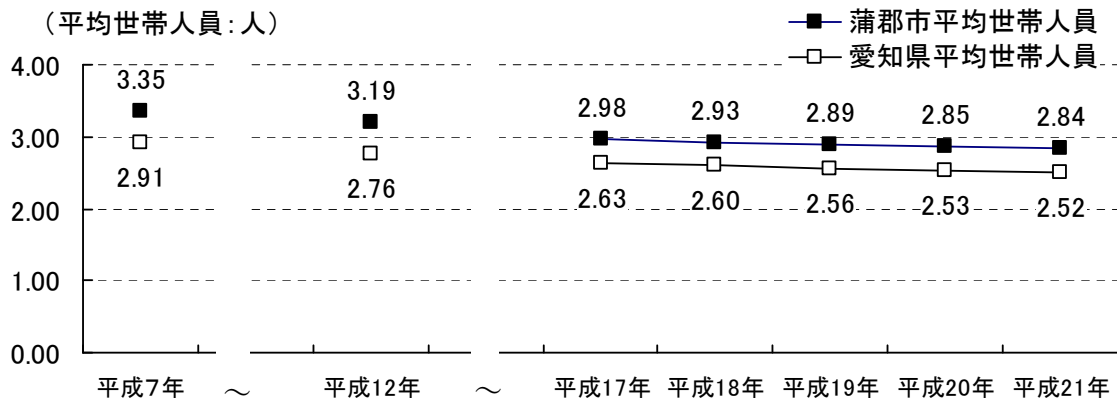
図表 11 世帯数

資料：国勢調査及び推計人口（各年 10 月 1 日）



図表 12 平均世帯人員

資料：国勢調査及び推計人口（各年 10 月 1 日）



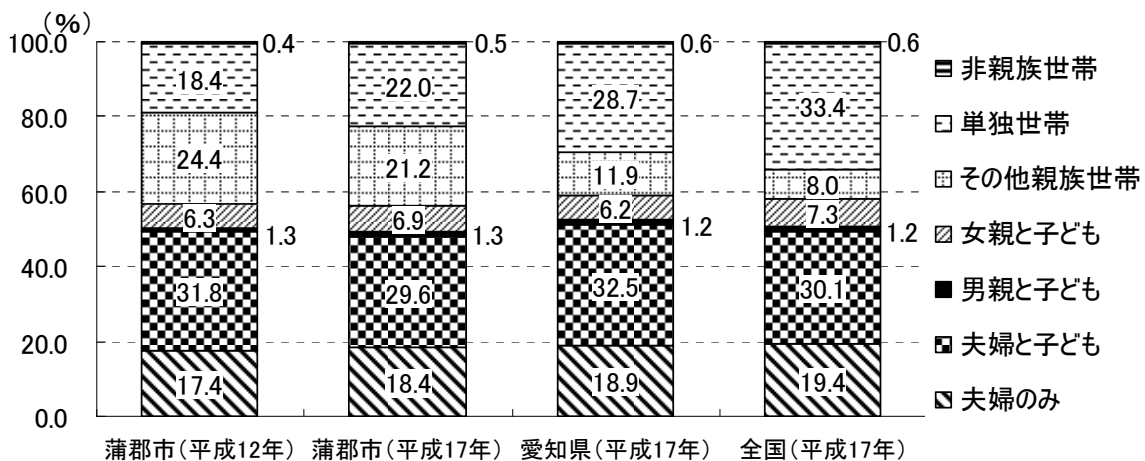
(5) 世帯構成

本市の世帯構成は、平成 17 年時点で県平均や全国平均と比べると、「その他親族世帯（3 世代以上の世帯など）」の割合の高さが特徴です。

一方、本市の平成 12 年と平成 17 年を比較すると、「夫婦と子どもの世帯」や「その他親族世帯（3 世代以上の世帯など）」が減少し、「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」、「女親と子どもの世帯」などが増加しており、こうした核家族化やひとり親世帯の増加が子育て支援のニーズが高まる大きな要因と考えられます。

図表 13 世帯構成

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）



※四捨五入の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

(6) 就業人口

女性の就業人口は、平成 12 年の 19,900 人から平成 17 年には 19,501 人に減少し、就業率も減少しています。

女性の就業を産業分類別で見ると、第 3 次産業の割合が平成 12 年の 58.6% から平成 17 年には 63.3% に増加している一方、第 2 次産業の割合が減少しています。

また、女性の年齢階級別労働力率を見ると、本市、愛知県、全国のいずれも、20 歳代と 50 歳代前後という二つのピークを持つ、いわゆる『M 字カーブ』を描いており、出産・育児を機に離職し、その後育児が一段落した後、再度就労する女性が多いことが見てとれます。

本市の場合は、いずれの年齢階級においても、労働力率が愛知県、全国を上回り、働く女性が多い傾向が見られるとともに、豊川保健所管内では、女性の平均初婚年齢が 27.4 歳（愛知県衛生年報 平成 19 年）と、県平均（28.0 歳）を下回っており、20 歳代後半で M 字カーブが窪み始めるのが特徴です。

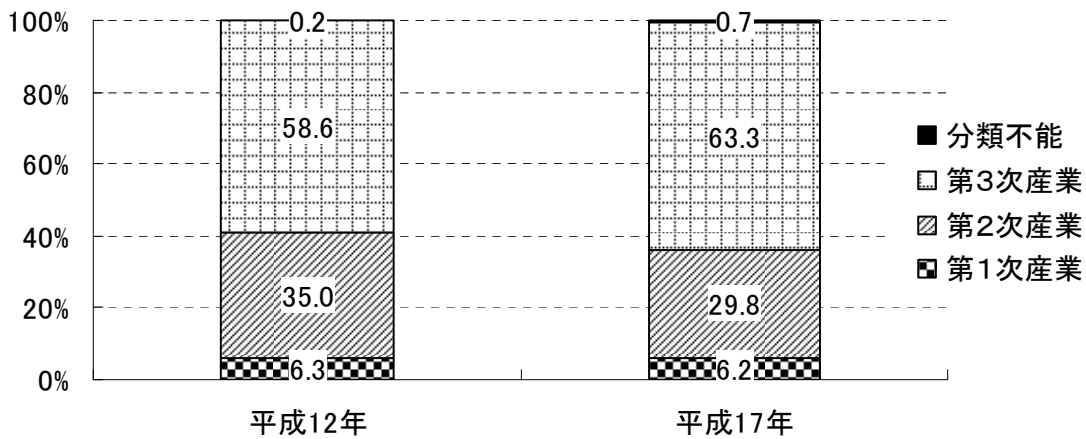
図表 14 就業人口

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

性別	平成 12 年	平成 17 年
男性就業人口 (就業率)	25,306 75.7	24,874 72.6
女性就業人口 (就業率)	19,900 54.9	19,501 53.5

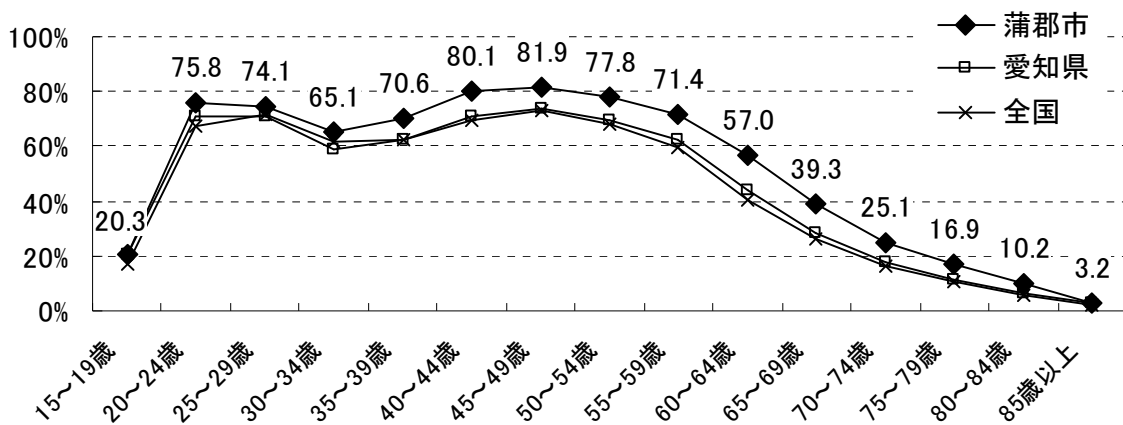
図表 15 女性就業人口の産業分類別構成比

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）



図表 16 女性の年齢階級別労働力率

資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）



2 子育て家庭の生活実態と子育てに対する意識 ……………

(1) 就学前児童のいる家庭

① 就労の状況

アンケート調査によると、母親については、就労している方と就労していない方がおおむね半々という状況です。

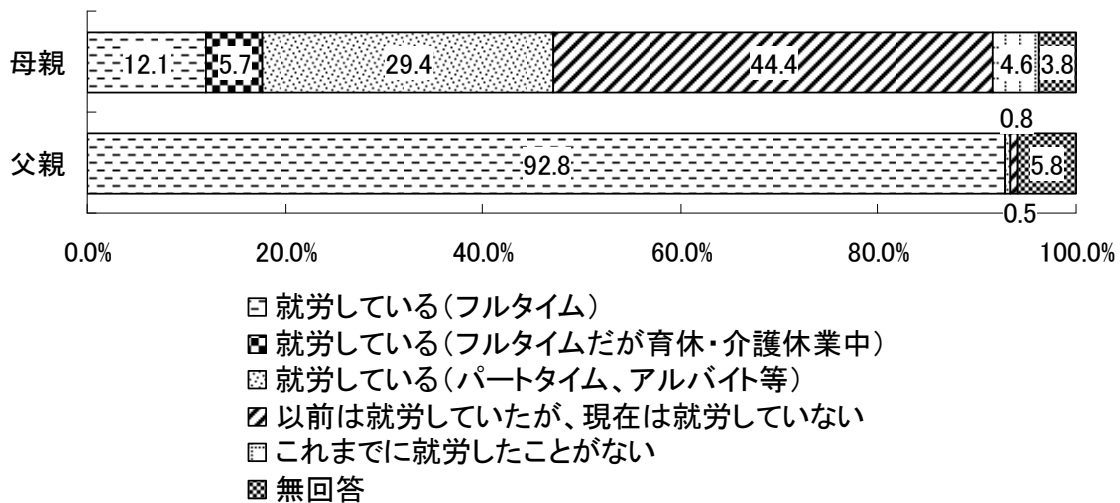
一方、父親については、「就労している（フルタイム）」が92.8%となっています。

家庭の状況としては、母親又は父親が家事専業という「専業主婦（夫）家庭」が45.2%と最も多く、次いで「フルタイム・パート共働き家庭」が27.3%と続いています。

図表 17 母親、父親の就労状況

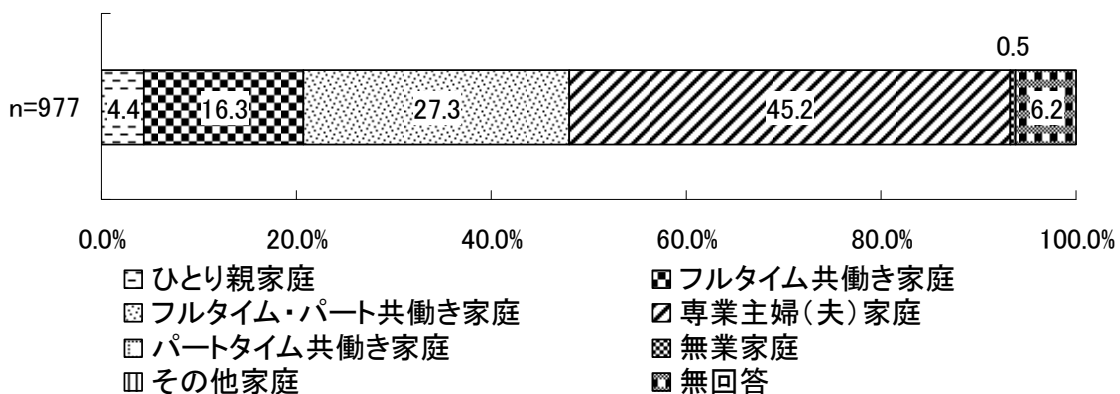
資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [就学前児童の保護者]

n=977



図表 18 家庭の状況

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [就学前児童の保護者]



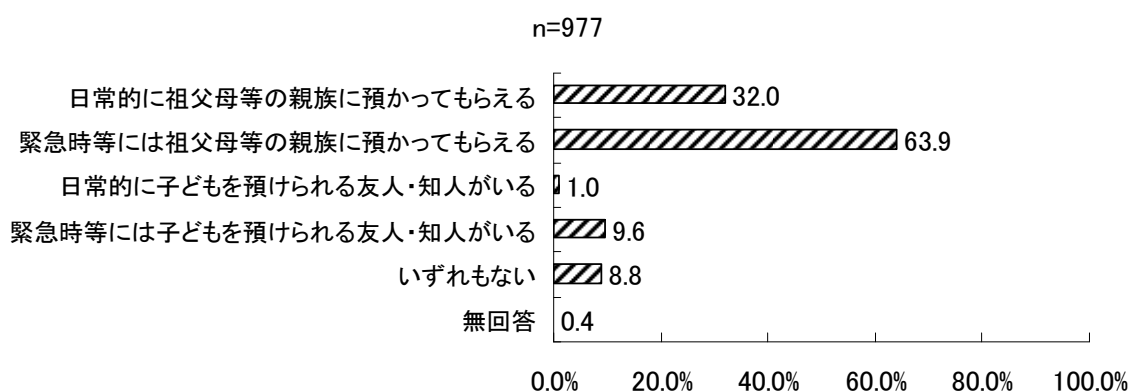
② 子どもを預かってもらえる人の有無

アンケート調査によると、「緊急時等には祖父母等の親族に預かってもらえる」が63.9%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は32.0%となっています。

一方、緊急時等に預けられる先として友人・知人をあげた方は9.6%となっており、「いずれもない」という方は8.8%という状況です。

図表 19 子どもを預かってもらえる人の有無

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [就学前児童の保護者]

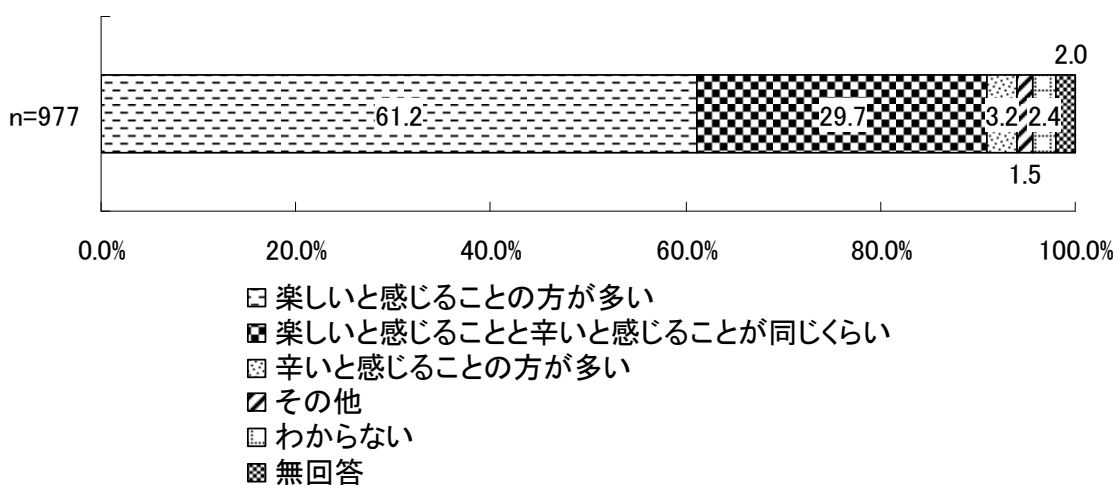


③ 子育ての満足感・充足感

アンケート調査によると、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」という方が61.2%と、国の調査『社会意識に関する世論調査（平成20年2月調査 20歳以上対象）』の数値（53.9%）を上回っています。

図表 20 子育ての満足感・充足感

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [就学前児童の保護者]



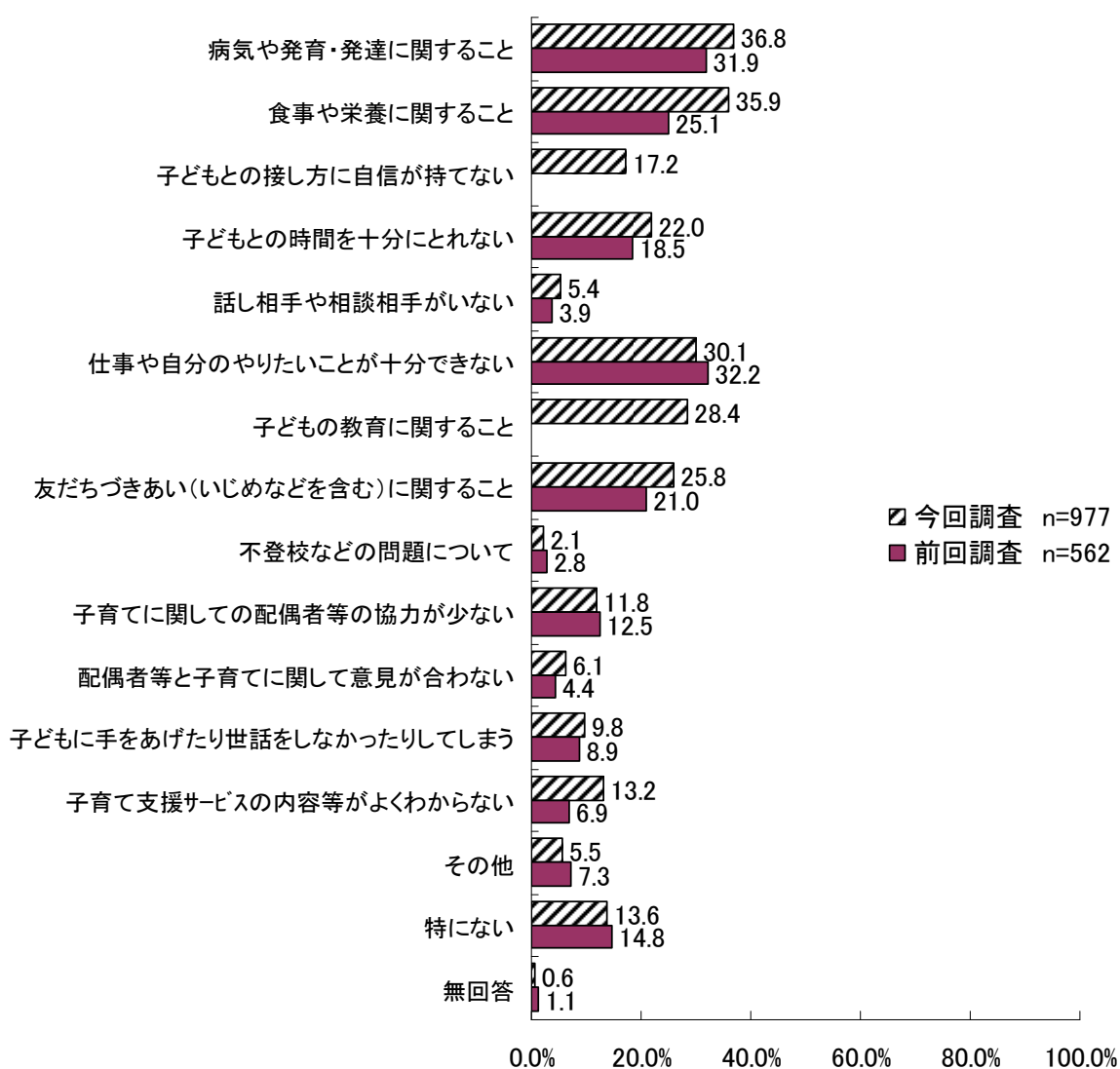
④ 子育てに関して悩んでいること

アンケート調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、「病気や発育・発達に関すること」が36.8%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が35.9%と続いています。

5年前の前回調査と比べると、特に「食事や栄養に関すること」で悩んでいる保護者が増えており、アレルギーの増加など、子どもたちの状態の変化とともに、食に対する意識の高まりが増加の要因として推測されます。

図表 21 子育てに関して悩んでいること

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査〔就学前児童の保護者〕



(2) 小学生のいる家庭

① 就労の状況

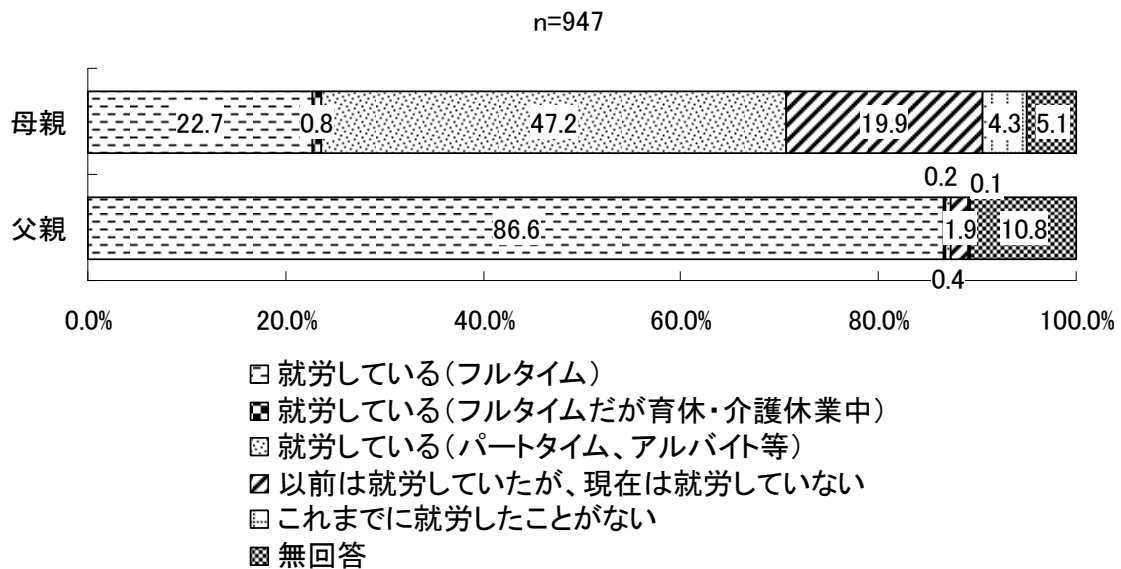
アンケート調査によると、母親については、就労している方が70.7%となっており、そのうちパートタイムやアルバイト等が47.2%という状況です。

一方、父親については、「就労している（フルタイム）」が86.6%となっています。

家庭の状況としては、「フルタイム・パート共働き家庭」が42.2%と最も多く、次いで「専業主婦（夫）家庭」が23.2%と続いています。

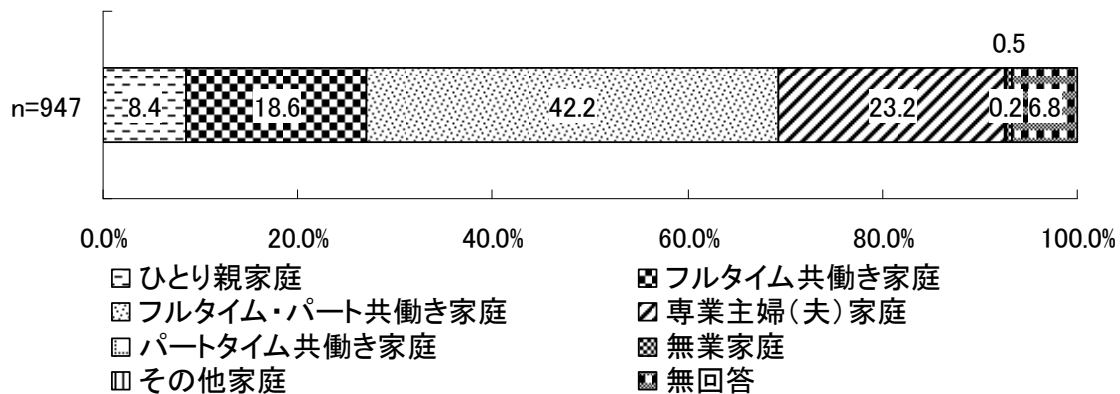
図表 22 母親、父親の就労状況

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [小学生の保護者]



図表 23 家庭の状況

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [小学生の保護者]



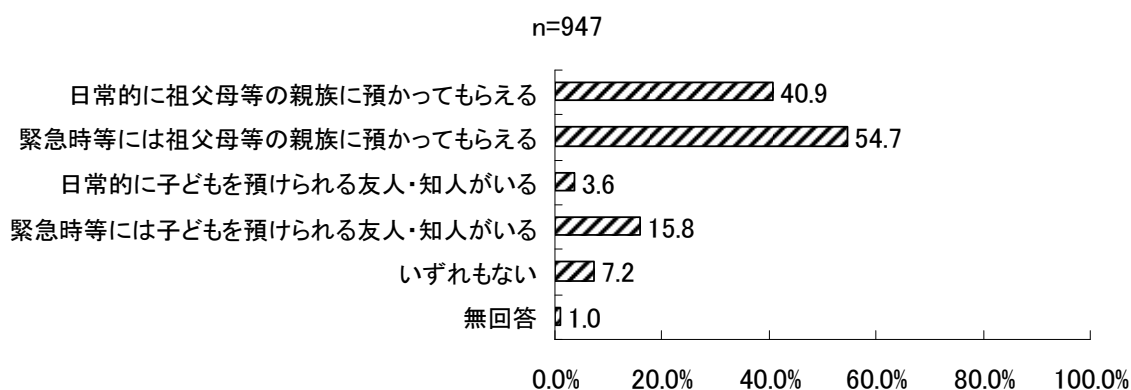
② 子どもを預かってもらえる人の有無

アンケート調査によると、「緊急時等には祖父母等の親族に預かってもらえる」が54.7%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は40.9%となっています。

一方、緊急時等に預けられる先として友人・知人をあげた方は15.8%となっており、「いずれもない」という方は7.2%という状況です。

図表 24 子どもを預かってもらえる人の有無

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [小学生の保護者]

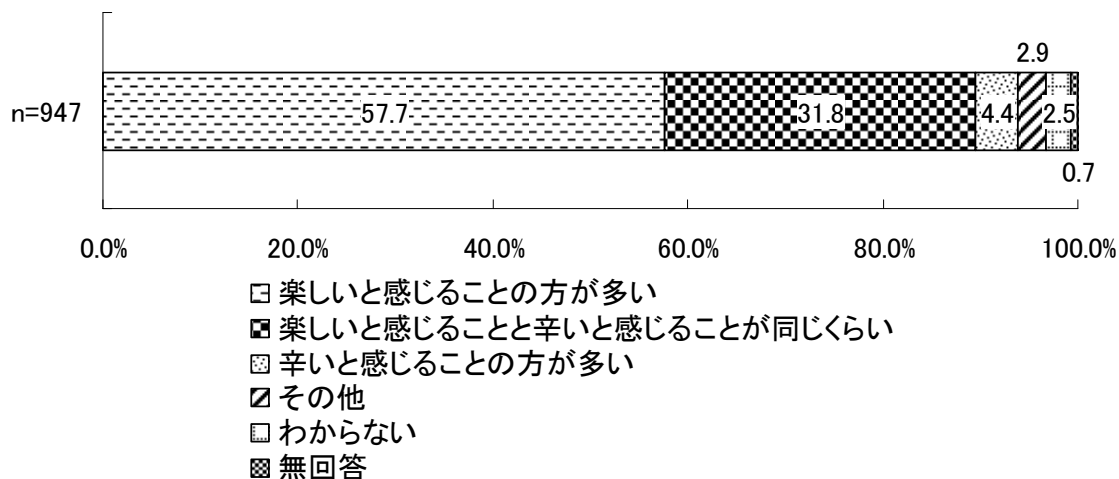


③ 子育ての満足感・充足感

アンケート調査によると、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」という方が57.7%と、国の調査『社会意識に関する世論調査（平成20年2月調査 20歳以上対象）』の数値（53.9%）を上回っています。

図表 25 子育ての満足感・充足感

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [小学生の保護者]



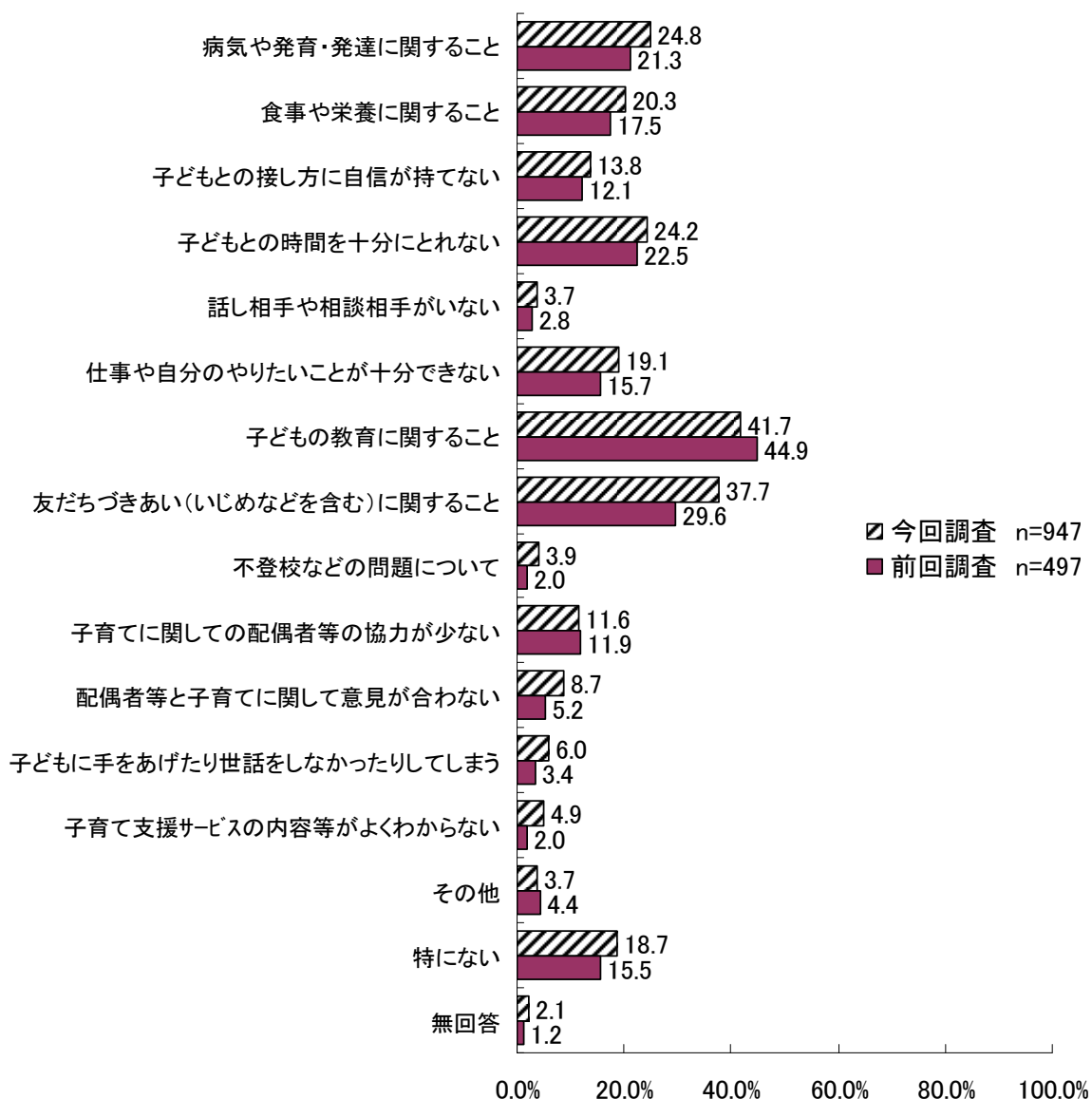
④ 子育てに関して悩んでいること

アンケート調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもの教育に関すること」が41.7%と最も多く、次いで「友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること」が37.7%と続いています。

5年前の前回調査と比べると、特に「友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること」で悩んでいる保護者が増えています。

図表 26 子育てに関して悩んでいること

資料：子育て環境づくりに関するアンケート調査 [小学生の保護者]



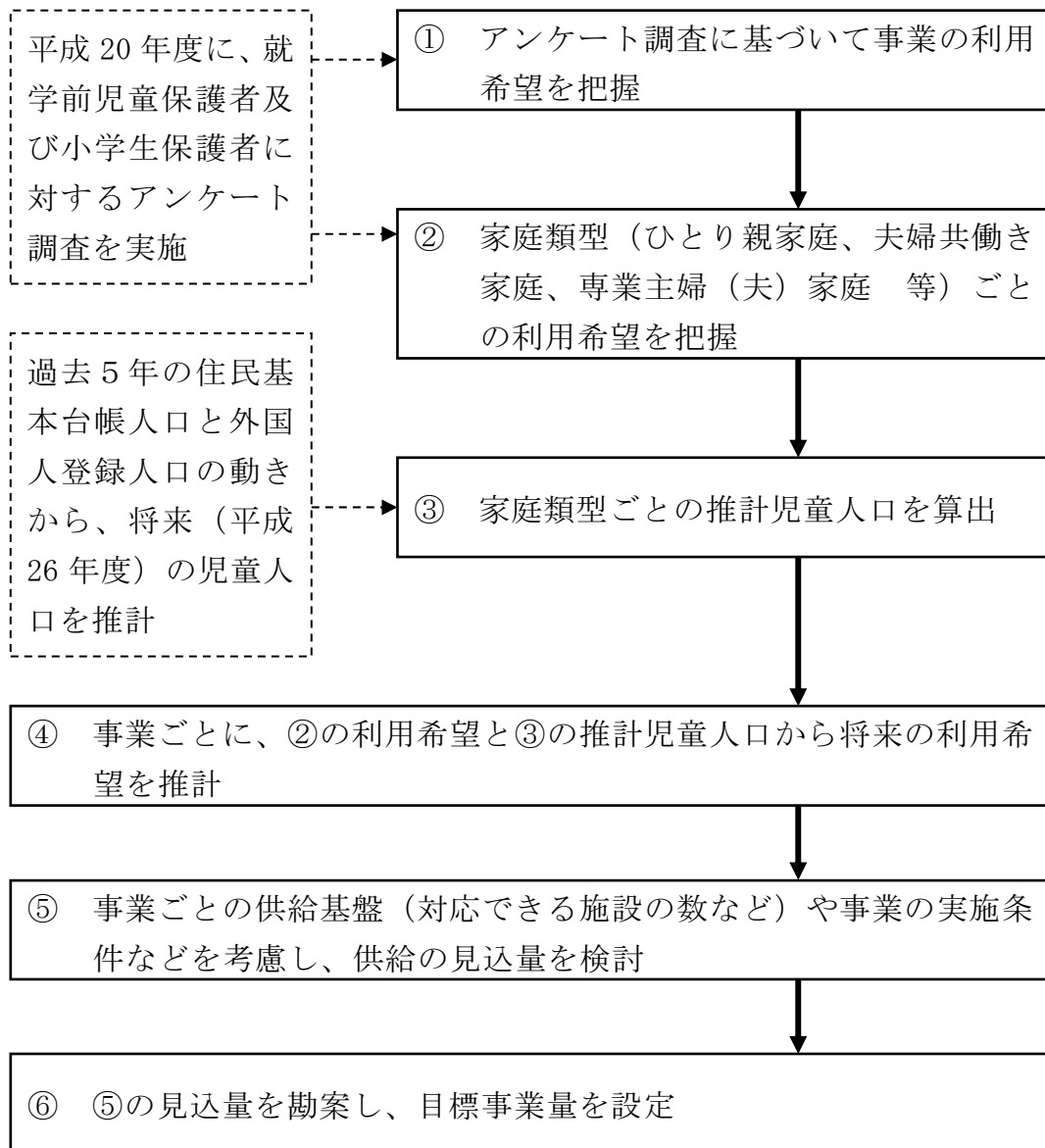
第3章

保育等事業量の目標設定

1 事業量の算出手順

保育等事業量は、国への報告が義務づけられた特定 12 事業に関して、計画の最終年度（平成 26 年度）における目標事業量を次の算出手順に基づき設定します。

図表 27 事業量の算出手順



図表 28 特定 12 事業の概要

事業名	概要
通常保育事業 (認可保育園 での事業及び 家庭的保育事 業)	保護者が就労等のために、日中に家庭で十分に保育できない児童を認可保育園で保育する事業です。 なお、家庭的保育事業は、保育士又は看護師の資格を持つ人が、保育園と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業です。
特定保育事業	保護者の就労形態の多様化（パート就労等）に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週2～3日程度、又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。
夜間保育事業	保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後10時（基本）まで保育を行う事業です。
トワイライトステ イ事業	就労等の都合で保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業です。
休日保育事業	日曜日等休日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育園で保育する事業です。
病児・病後児 保育事業(病 児・病後児対 応型)	病中や病気回復期にある児童を保育園・病院等（施設型）で保護者に代わって保育を行う事業です。
放課後児童健 全育成事業 (児童クラブ)	共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に保護者等がない児童（主に小学1～3年生が対象）を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。
地域子育て拠 点事業	子育て支援センター、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設で、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
一時預かり事 業	普段家庭で児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育園で児童を保育する事業です。
ショートステイ 事業	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等で短期間（1週間程度）児童を養育・保護する事業です。
ファミリー・サポ ート・センター 事業	保育園までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けない人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

2

目標事業量

計画の最終年度（平成 26 年度）における目標事業量は、次のとおり設定します。

図表 29 特定 12 事業の目標事業量

事業名	単位	現状	目標事業量	増減
		平成 21 年度	平成 26 年度	
通常保育事業 (認可保育園での事業及び家庭的保育事業)	入所児童数合計(人)	1,850	1,850	0
	3歳未満児(人)	272	391	119
	うち家庭的保育(人)	未実施	未実施	—
	3歳以上児(人)	1,578	1,459	△119
	うち家庭的保育(人)	未実施	未実施	—
特定保育事業	実施か所数(か所)	2	3	1
延長保育事業	実施か所数(か所)	8	9	1
夜間保育事業	実施か所数(か所)	未実施	未実施	—
トワイライトステイ事業	実施か所数(か所)	未実施	未実施	—
休日保育事業	実施か所数(か所)	1	1	0
病児・病後児保育事業(病後児対応型)	実施か所数(か所)	1	1	0
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	実施か所数(か所)	13	13	0
	定員数(人)	565	565	0
地域子育て拠点事業	実施か所数(か所)	3	3	0
一時預かり事業	実施か所数(か所)	2	3	1
ショートステイ事業	実施か所数(か所)	2	2	0
ファミリー・サポート・センター事業	実施か所数(か所)	ふれあい蒲郡として実施	1	—

第4章

施策の目標と内容

1 地域における子育ての支援

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 現状と課題

- 少子化や核家族化の進展などを背景に、各種相談や一時預かりなど、子育て支援サービスの需要が高まっています。
- 本市では、地域子育て支援センターを市内に3か所整備し、保護者からの育児相談への対応、育児講座の開催、子育てサークルの支援、子育てサロンの開催など、子育てに関する総合的な支援を行っています。
- 乳幼児健康診査をはじめ、保健センターが実施している母子保健サービスを通じて、母子の健康面のサポートとともに、子育てに関する相談対応など、子育て支援の充実を図っています。
- なお、地域子育て支援センターは、前期計画の策定以降、市内1か所から3か所に増設しており、就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、保護者の21.5%が「これまでに利用したことがある」と回答し、前回調査(12.6%)以降、利用者が大きく増加していることが分かります。
- その一方で、ニーズ調査では、地域子育て支援センターが3分の1の保護者に知られていない結果となっています。
- 一時保育の需要が高まっており、前期計画の策定以降、実施園を2か所に増加しています。
- 児童クラブは、平成21年度に新たに形原小学校内に開設し、市内全小学校区に設置されました。
- なお、保護者へのニーズ調査では、児童クラブの現状利用率と今後の利用意向率に大きな差が見られ、小学校高学年については、保護者の10%弱が利用を希望しています。
- 本市では、蒲郡市社会福祉協議会が設けている「ふれあい蒲郡」について、ファミリー・サポート・センター機能として位置づけてきました。しかしながら、就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、子育て支援に関する「ふれあい蒲郡」の利用経験者は1%に満たない状況です。
- 就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、9割以上の保護者は子育てに関して気軽な相談相手があり、親族以外では「子育て中の仲間」が6割程度という状況です。

【後期の主な課題】

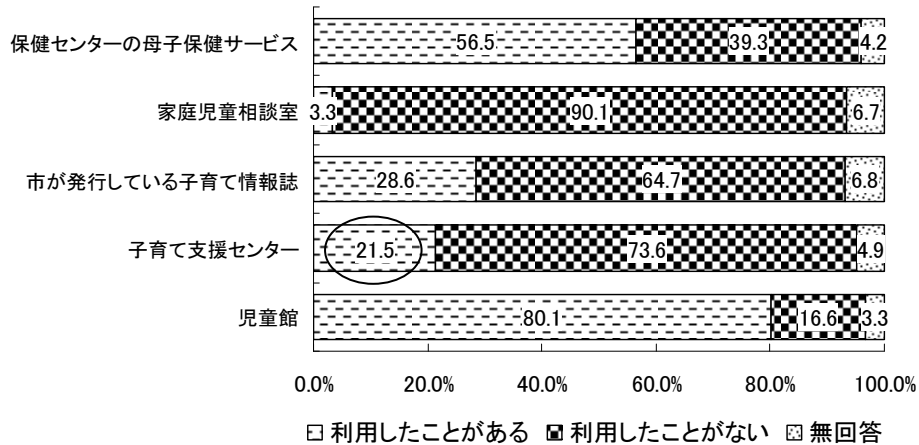
- 地域子育て支援センターの周知と利用促進
- 子育てに関する相談支援の充実
- 一時保育の充実
- 小学校高学年を含めた放課後児童対策の検討
- ファミリー・サポート・センター機能の見直し
- 子育て中における仲間づくりの支援の充実

【ニーズ調査結果のポイント】

《子育て支援サービスの利用状況》

(就学前児童の保護者調査)

n=977



《小学校低学年児童における児童クラブの利用意向 全国調査との比較※》

(就学前児童の保護者、小学生の保護者 各調査)

家庭類型	現状利用率(%)		今後の利用意向率(%)	
	本市	国全体	本市	国全体
ひとり親家庭	39.5	42.6	63.6	76.3
フルタイム共働き家庭	26.1	45.2	60.9	73.3
フルタイム・パート共働き家庭	18.5	27.5	43.4	65.0

※今後の利用意向率は、次年度に小学校にあがる就学前児童の保護者の利用意向

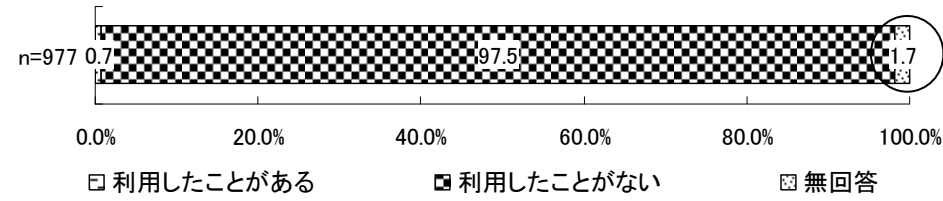
《小学校高学年児童における児童クラブの利用意向》

(就学前児童の保護者、小学生の保護者 各調査)

家庭類型	現状利用率(%)	今後の利用意向率(%)
ひとり親家庭	6.3	9.7
フルタイム共働き家庭	3.9	9.0
フルタイム・パート共働き家庭	2.7	9.3

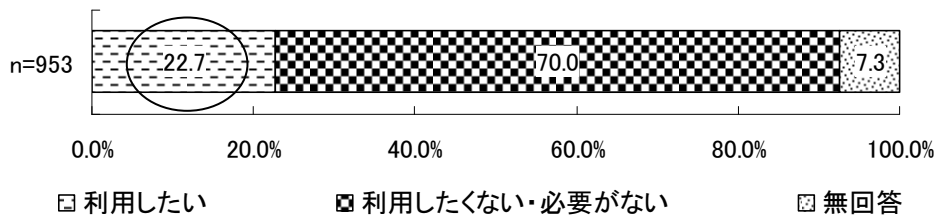
《「ふれあい蒲郡」の子育て支援の利用状況》

(就学前児童の保護者調査)



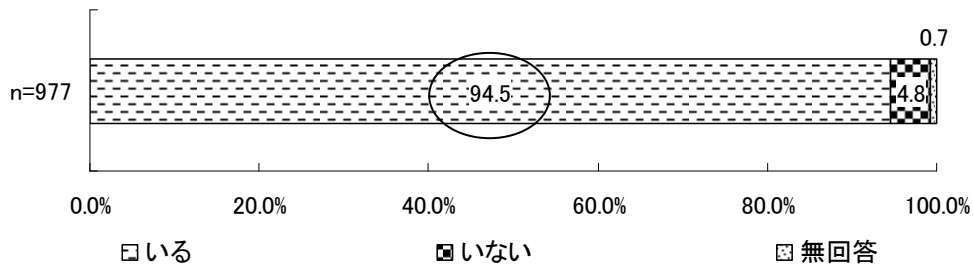
《「ふれあい蒲郡」の子育て支援の今後の利用意向》

(就学前児童の保護者調査)



《子育てについての気軽な相談相手の有無》

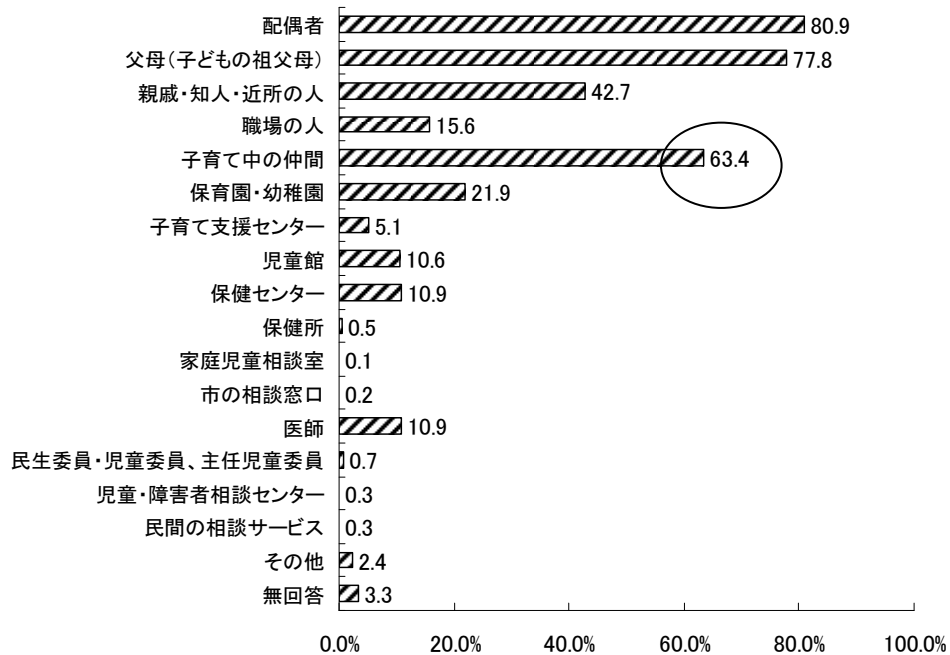
(就学前児童の保護者調査)



《子育てについての気軽な相談相手》

(就学前児童の保護者調査)

n=852



(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
地域子育て支援センター	育児相談、育児講座の開催、子育てサークルの支援、子育てサロンの開催など、子育てに関する総合的な支援を行う。 《平成 20 年度実績》 市内 3 か所	広報などを通じて、センターの周知を図り、利用者のさらなる拡大につなげる。	児童課
子育て相談	子育ての不安、悩みの解消を図り、乳幼児の健全な発育・発達を促すため、定期的に月 1 回、保健センターで子育て相談を開催し、そのほか随時電話や面接、メール等で相談に応じている。 《平成 20 年度実績》 保健センター 12 回 来所相談者数 631 人	広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。 電話やメールの相談は地区担当保健師が対応し、必要に応じ、継続的に支援をしていく。	保健センター 児童課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後 4 か月までの乳児のいる家庭に、保健師・助産師・こんにちは赤ちゃん訪問員が家庭訪問し、子育て不安の軽減のため、母親の相談に応じたり子育ての情報提供等を図る。 《平成 20 年度実績》 訪問家庭数 保健師 188 件 助産師 60 件 こんにちは赤ちゃん訪問員 59 件	広報などを通じて、事業の周知を図り、訪問の受け入れをスムーズに進めていく。また、地域のこんにちは赤ちゃん訪問員の養成と資質の向上を図り、子育てに関する不安の解消につなげる。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
子育て教室	<p>子育てに関する知識の普及や不安、悩みの解消を図るため、母子のニーズに合わせて内容を充実し、子育て教室を開催する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 74 回 参加数 3, 298 人</p>	<p>平成 20 年度に実施した保育園・幼稚園（19 園）に出向くかたちでの歯みがき教室の開催や、平成 21 年度モデル保育園で実施した食育事業など、地域の関係機関と連携した教室の開催を図る。</p>	保健センター
家庭児童相談室	<p>家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化を図るため、児童の家庭での養育、学校生活、心やからだのことについての悩みや問題について、専門の相談員が相談に応じる。</p> <p>《平成 20 年度実績》 相談件数 563 件</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	児童課
女性悩みごと相談	<p>一般女性や子育て家庭、母子家庭のさまざまな悩みの相談を専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 月 2 回県女性相談員による相談対応</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	児童課
青少年相談室	<p>青少年の教育相談について、子ども・青少年・教職員・市民からの相談を受け、適切な支援を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 相談件数 4 件</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
子育てひろば事業	<p>地域の子育て家庭の支援のため、子育ての仲間づくり、育児講座等の啓発事業、子育て相談などを行い、保護者の育児不安や孤立感の解消を図る。</p> <p>《平成 21 年度実績》 前期 10 回 後期 10 回</p>	<p>事業をサポートするボランティア（子育てネットワーク）の確保を図る。</p>	生涯学習課
子育てに関する身近な相談	<p>各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につなげていく。（家庭児童相談室・保健センター・子育て支援センター・児童館・保育園・幼稚園）</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	各課
一時保育事業	<p>病気、出産、冠婚葬祭等の一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 市内 2 か所</p>	<p>今後も需要の拡大が見込まれるため、実施園の増加を図る。</p>	児童課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を推進する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 市内 1 か所（ふれあい蒲郡）</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業を独立した事業として立ち上げる。</p>	児童課 福祉課
児童クラブ	<p>放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学生を対象として、低学年を優先的に、授業の終了後遊びや生活の場を提供する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 市内 13 か所</p>	<p>定員に余裕のあるクラブにおいて、小学校 4 年生までの受け入れを実施する。</p>	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
「がまごおり子育てマップ」の発行	市内の子育てサービスや子育てに関連する施設をマップにまとめた情報紙を発行する。 《平成 21 年度実績》 年 1 回発行	ニーズに応じた掲載内容の充実を図る。	生涯学習課
「子育て支援ガイドブック」の発行	子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配布するとともに、転入手続時に、子育て家庭に配付する。 《平成 21 年度実績》 改訂版 1,700 部作成	ニーズに応じた掲載内容の充実を図る。 母子手帳の交付、こんにちは赤ちゃん訪問等で配布し、情報提供を図っていく	児童課 保健センター
赤ちゃんサロン	乳児期の親子を対象に、市内の 7 児童館で子育ての情報交換を行い、母親同士の仲間づくりの支援をし、子育てについてのアドバイスをする。 《平成 20 年度実績》 実施回数 28 回 参加組数 453 組	こんにちは赤ちゃん訪問などで、事業の周知を図り、利用者の拡大を図る。児童館が実施するサロンや教室と連携を図りながら継続実施を図る。	保健センター
コミュニティスクール(学校施設開放)の促進	小中学校の魅力ある施設(パソコン教室、図工室などの特別教室)の開放を促進する。 《平成 21 年度実績》 4 か所	継続実施を図る。	生涯学習課
子育て家庭優待事業	18 歳未満の子どもがいる家庭と妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、このカードを協賛店舗・施設で提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなどの特典が受けられるようにする。	愛知県との協働により、継続実施を図る。	児童課

1-2 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

- 共働き世帯の増加に伴い、保育サービスに対するニーズ量は増加傾向となっています。また、就業形態の多様化などから、サービスの種類や提供体制もさまざまなものが求められています。
- ニーズ調査の結果に基づき、就学前児童の保護者の保育ニーズを全国調査『新待機児童ゼロ作戦ニーズ調査』と比較すると、3歳未満児における現状利用率と今後の利用意向率との差が大きい状況となっています。
- 前期計画策定以降、3歳未満児保育の受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、ニーズ調査によれば、潜在的な保育ニーズの高さがうかがえます。
- ニーズ調査によると、今後充実してほしい保育サービスは、「延長保育」、「一時保育」、「病児・病後児保育」の3つが上位となっています。
- 「延長保育」については、11時間以上の保育を実施する園を平成18年度に1園増やし、計8園で実施しているほか、「病児・病後児保育」については、平成21年度から市内1か所で病後児保育を開始しました。

【後期の主な課題】

- 3歳未満児保育の需要拡大への適切な対応
- 就業形態の多様化などを踏まえた保育サービスの多様化

【ニーズ調査結果のポイント】

《3歳未満児の保育サービス利用率・利用意向率》(就学前児童の保護者調査)

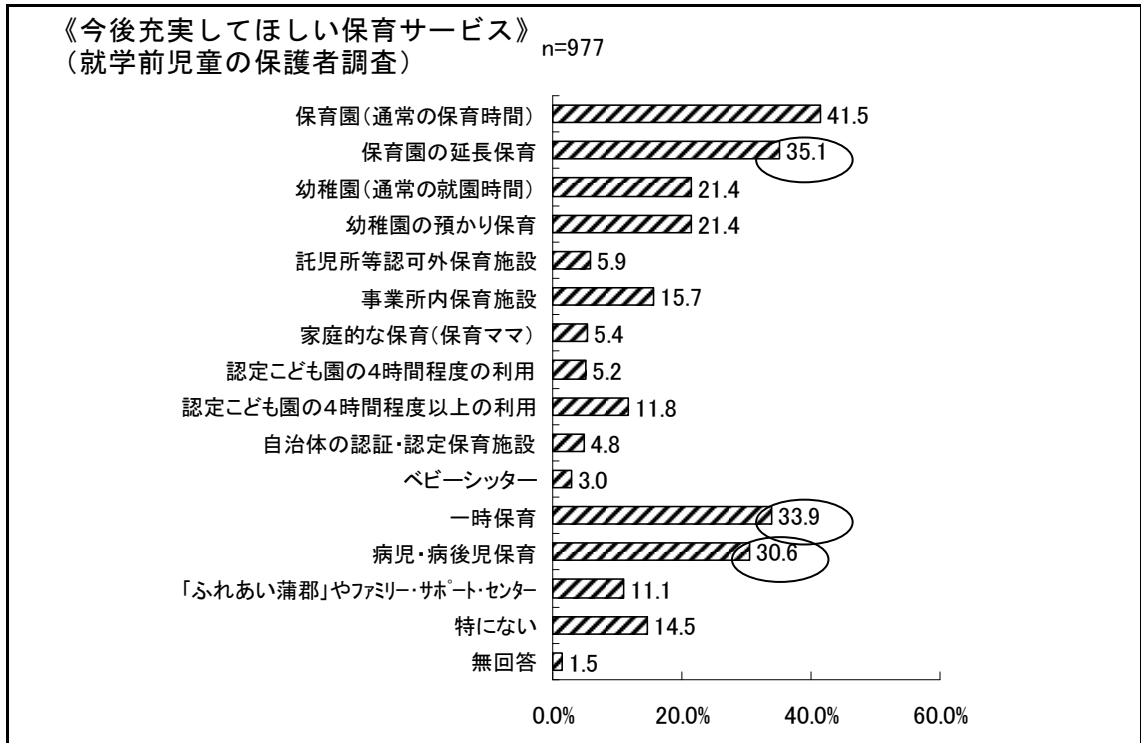
家庭類型	現状利用率(%)				今後の利用意向率(%)			
	認可保育所		保育5サービス		認可保育所		保育5サービス	
	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体
ひとり親家庭	28.6	52.2	35.7	58.0	78.6	77.0	85.7	84.2
フルタイム共働き家庭	17.0	50.7	19.3	59.8	60.2	80.1	69.3	88.9
フルタイム・パート共働き家庭	14.9	53.9	25.4	63.7	70.1	75.0	71.6	83.3

《3歳以上児の保育サービス利用率・利用意向率》(就学前児童の保護者調査)

家庭類型	現状利用率(%)				今後の利用意向率(%)			
	認可保育所		保育5サービス		認可保育所		保育5サービス	
	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体
ひとり親家庭	64.3	71.5	67.9	76.0	67.9	77.6	67.9	83.4
フルタイム共働き家庭	62.0	73.0	62.0	79.0	71.4	78.3	72.9	85.3
フルタイム・パート共働き家庭	54.8	56.1	56.3	60.6	65.1	62.7	68.7	69.7

※保育5サービスは、認可保育園、家庭的な保育(保育ママ)、事業所内保育施設、自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設

※国全体は、全政令市、中核市及び特別区の半数、その他各都道府県で選定した2市町村



(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
通常保育事業	保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育園で保育する。 《平成20年度実績》 入所児童数 3月1日現在1,505人	低年齢児を中心として待機児童があるため、3歳未満児受け入れ園の増加を図る。	児童課
延長保育事業	保護者の就業形態の多様化や通勤時間の増大により、高まる保育時間に対するニーズに応えるべく、通常の保育時間を越えた延長保育を実施する。 《平成21年度実績》 市内8か所	実施園の増加とともに、午後7時を超える延長保育の実施を検討する。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
休日保育事業	日曜日や祝日などの保育ニーズへの対応を図る保育事業を推進する。 《平成 21 年度実績》 市内 1 か所	利用状況の把握に努める。	児童課
病後児保育事業	病気回復期にある乳幼児等の保育を実施する。 《平成 21 年度実績》 市内 1 か所	利用状況の把握に努める。	児童課
一時保育事業 [再掲]	病気、出産、冠婚葬祭等の一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施する。 《平成 21 年度実績》 市内 2 か所	今後も需要の拡大が見込まれるため、実施園の増加を図る。	児童課
特定保育事業	おおむね 3 歳児未満を対象にした週 2、3 日程度又は午前か午後のみ保育ニーズへの対応を図る保育事業を推進する。 《平成 21 年度実績》 市内 2 か所	就業形態の多様化に伴い、今後も需要の拡大が見込まれるため、0 歳及び 1 歳を対象とする実施園の増加を図る。	児童課
障害児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受け入れた保育事業を実施する。 《平成 21 年度実績》 12 月 1 日現在 9 園 40 人	健常児とのふれあいの中で、お互いに育ち合う保育を行うとともに、適切な療育指導を図る。	児童課
保育園地域活動事業	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業を実施する。	地域と連携した世代間交流等の活動の推進を図る。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
保育園の施設整備及び民営化	<p>保育園施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や耐震構造、定員の拡大に対応する施設整備を図るとともに、民間のノウハウを生かして、保育ニーズの多様化に対応するため、保育園の民営化を図る。</p> <p>《平成 21 年度現在》 民営化 1 園</p>	<p>順次、必要な改修を行うとともに、老朽施設の建て替えについて検討を行う。</p>	<p>児童課</p>
保育サービス評価事業	<p>保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業を導入する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 なし</p>	<p>順次、第三者評価の導入を図る。</p>	<p>児童課</p>

1-3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 現状と課題

- 子育て支援を効果的・効率的に推進していくためには、地域で子育て支援に関わる機関・団体等のネットワークが今後とも重要です。
- 本市では、子育てに関係する団体、行政各課で構成する子育て支援ネットワーク協議会を組織しており、子育て支援に関する情報交換などを行っています。

【後期の主な課題】

- 子育て支援の関係課の連携による取り組みの実施
- 子育て支援ネットワーク協議会などを通じた関係機関・団体の連携強化

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
子育て支援ネットワーク協議会の開催	子育て関係団体の連携を図り、ネットワークの活動を支援する。 《平成21年度実績》 会議開催 4回	関係機関・団体、行政の関係課が連携した事業の推進とともに、関係者が連携して、事業に協力するボランティア（子育てネットワーク）の確保を図る。	生涯学習課
主任児童委員活動	地域の児童福祉に関する相談等に専門的に対応する	関係する会議等を通じて主任児童委員の活動について周知を図るとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。	福祉課 児童課

1-4 児童の健全育成

(1) 現状と課題

- 子どもが健やかに育ち、成長していくためには、遊びや体験学習などを通じた社会性の発達や規範意識の向上、仲間意識の形成などが求められます。そして、これらを学ぶためには、地域での居場所づくり、機会づくりが必要となります。
- 市内の公共施設では、スポーツや芸術、文化など、さまざまな活動を体験でき、地区によっては、高齢者などとの交流活動も盛んです。
- また、市内小学校4年生以上の希望者を募り、子ども会のリーダーとなる「ジュニアリーダー」の養成を行っているほか、その上の年齢で構成する「シニアリーダー」の養成も開始しており、地域の活動を担うリーダー育成の取り組みが行われています。
- さらに、いじめや不登校対策に関して、臨床心理士といった専門家による相談の場を設けたり、関係機関・団体が連携して対策を検討し、実行する協議会を設けています。
- なお、小学生の保護者へのニーズ調査によると、子どもに期待する人間像は、女の子、男の子ともに「やさしさ、思いやりのある人」が最も多く見られます。
- 子育てについての考え方は、小学生の保護者の7割が「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」というジェンダーフリーの考え方となっています。
- 子育ての悩みは、小学生の保護者では「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」と続いており、前回5年前の調査と比べると、特に「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」で悩んでいる保護者が増えています。

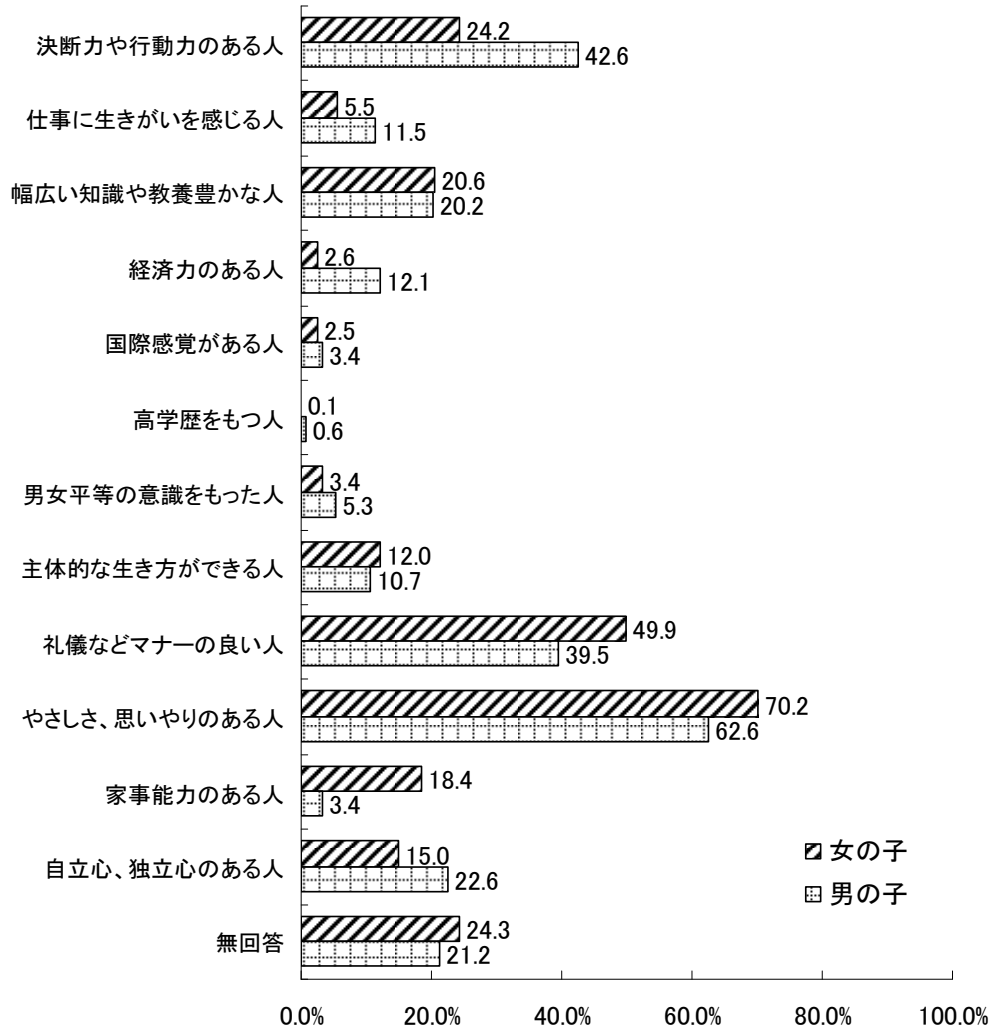
【後期の主な課題】

- 児童館、公民館、保育園、図書館など、さまざまな場での体験活動の展開
- 中長期を見すえた地域活動の担い手(ジュニアリーダー等)の育成
- 関係機関・団体の連携によるいじめ・不登校対策の推進

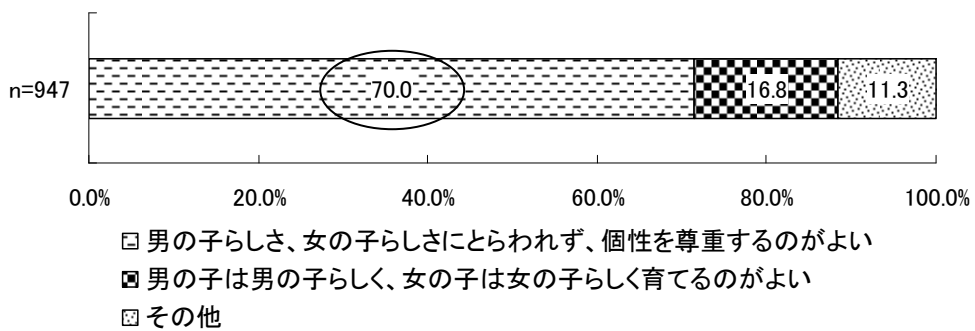
【ニーズ調査結果のポイント】

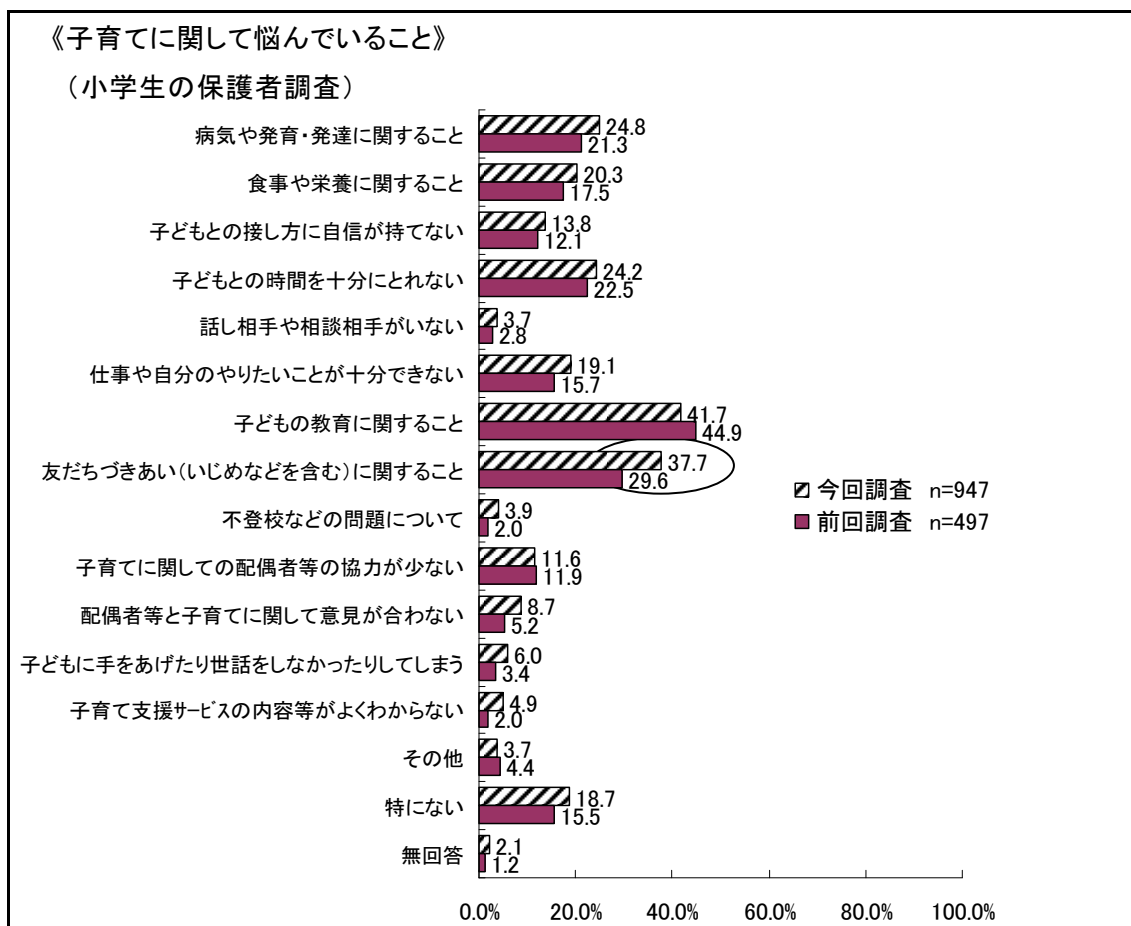
《子どもに期待する人間像》
(小学生の保護者調査)

n=947



《子育てについての考え方》
(小学生の保護者調査)





(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
児童館運営事業	乳幼児の親子、小・中学生、高校生などを対象に、運動・音楽・創作活動など、さまざまな遊びや行事を提供する。 《平成 21 年度実績》 7 館	地域の親子や子どもがより気軽に自由に利用しやすいよう、環境整備に努める。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
スポーツ少年団活動等	<p>スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》</p> <p>スポーツ少年団本部事業年 4 回</p> <p>参加者数</p> <p>大会：554 人</p> <p>清掃活動：678 人</p> <p>交歓会：610 人</p> <p>寒げいこ：3,100 人</p>	継続実施を図る。	体育課
スポーツスクール・教室	<p>スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室を開催する。</p> <p>《平成 20 年度実績》</p> <p>22 教室 計 942 人</p>	継続実施を図る。	体育課
高齢者と子どもの交流イベント	<p>老人クラブ等との連携による世代間交流事業を開催する。（卓球大会、親子で作ろうわらじ草履）</p> <p>《平成 20 年度実績》</p> <p>年 3 回 参加者 193 人</p>	全市的にイベントを開催できるよう、実施体制を検討する。	長寿課
公民館等の体験教室	<p>公民館等で、囲碁や将棋、スポーツ、料理、工作、自然観察、伝統行事等の体験教室を開催する。</p> <p>また、地域、学校、公民館が連携した事業を共催で実施する。</p>	より積極的かつ主体的に生涯学習講座を企画・運営する。	生涯学習課
保育園の園庭開放	<p>保育園の園庭の開放による、入所園児と未就園児親子との交流を図る。</p>	広報などを通じて、事業の周知を図り、利用の促進につなげる。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
社会を明るくする運動	街頭キャンペーン、学校訪問、作文コンクール等を実施する。 《平成 20 年度実績》 7 月に実施	継続実施を図る。	福祉課
図書館での読み聞かせ	図書館司書、ボランティアグループ等による読み聞かせを定期的に開催する。 《平成 20 年度実績》 毎週 3 回実施（乳児向けは月 1 回）	継続実施を図る。	(教)庶務課
市長対話「ざっくばらん」	次代を担う小・中学生が、蒲郡のまちや自分の将来の夢などをテーマに、市長と対話することにより、行政に対する関心や意識を高めていく。毎年各校から一名ずつ参加して実施する。 《平成 20 年度実績》 小中学生各 1 回	継続実施を図る。	企画広報課
子ども会等地域活動	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進する。 《平成 20 年度実績》 常任・総務委員会、ジュニア・シニアリーダー会議は月 1 回、総会、スポーツ大会、青空まつり等	子どもたちの意見を十分尊重しつつ、「ジュニアリーダー」の養成と「シニアリーダー」の活動内容の充実を図る。	生涯学習課
地域ふれあい活動	各中学校区の青少年健全育成協議会を主体として、総代区ごとに子どもから高齢者まで幅広くふれあえる地域ふれあい活動を実施する。 《平成 20 年度実績》 実施回数 47 回 参加者数 13,889 人	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
地域安全・青少年健全育成市民大会	小中高生の意見発表、優秀ポスター表彰、功労者を表彰する。 《平成 20 年度実績》 年 1 回 参加者 536 人	継続実施を図る。	学校教育課
高齢者相互支援活動事業	老人クラブの会員と地元の中学生在がひとり暮らしの老人宅を訪問し日頃、ひとりでは困難な家事等の援助をする。 《平成 20 年度実績》 訪問先 11 件	継続実施を図る。	長寿課
いじめ対策等教育相談事業	いじめ、不登校等の問題に対し、具体的な対応について、臨床心理士による相談を行う。 《平成 20 年度実績》 8 か所で実施	継続実施を図る。	学校教育課
不登校対策協議会	関係機関・団体が連携し、不登校児童・生徒の登校復帰のために必要な事項を協議し、体制を整備する。協議事項は①不登校の実情及びその対策のあり方②構成団体の相互の情報交換及び連携のあり方③不登校の予防策に関すること。 《平成 20 年度実績》 実施回数 2 回 参加者 48 人	継続実施を図る。	学校教育課
各種手当の支給	国の政策等に基づき、各種手当を支給する。 《平成 20 年度実績》 児童手当 4,902 人受給	国の政策見直しの動向を把握しつつ、適切な対応を図る。	児童課

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

2-1 子どもや母親の健康の確保

(1) 現状と課題

- 子どもを生み、健やかに育てていくためには、子どもや保護者が健康を保持・増進していくことが重要です。
- 保健センターでは、各種健診やパパママ教室、子育て教室、訪問指導や電話・面接相談など、妊娠中から出産後、子どもの乳幼児期にわたり、母子の健康の保持・増進を支援する母子保健サービスを実施しており、乳幼児健康診査は95%を超える受診率となっています。
- 妊娠中の夫婦を対象に実施するパパママ教室では、教室を通して、父親の育児や家事等への参加意識が高まっています。
- 乳幼児健康診査では、発達の問題で要観察・要指導となる割合が、受診者の約3割を超えるほど増加しています。
- 子どもの発達面の問題だけでなく、子育てに不安を持つ保護者も多く見られ、継続支援を必要とする対象者が増加しています。
- 歯に関する知識（仕上げ磨きの方法、フッ素の役割等）を知っている保護者が多くない現状があります。
- 各学校においては、歯科保健や生活習慣病予防に関する取り組みを実施しています。

【後期の主な課題】

- 乳幼児期の母子に対する健康・子育て両面の相談支援の充実
- 健診後の効果的・効率的な継続支援体制の整備
- 各種健康教室、イベント、家庭訪問、媒体などを通じた健康に関する情報提供の充実

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
母子健康手帳の交付と妊婦相談	<p>妊娠中及び出産後の母子の健康の記録をするため、母子健康手帳を交付する。交付時には、妊娠中の生活の留意点や出産・育児の不安の軽減のため、妊婦相談を実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 交付数 694 人分 妊婦相談 26 回 延相談者数 575 人</p>	<p>妊婦相談の時間を確保するため、実施体制や交付方法の見直しを検討する。</p> <p>不安の高い妊婦や若年等、継続的な支援が必要と思われる妊婦については、地区担当等の保健師が個別に継続支援を図る。</p>	保健センター
パパママ教室	<p>父親の育児参加を推奨し、妊娠中から夫婦で協力して子育てできるように講話・体験・実習などを実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 15 回 延参加組数 189 組</p>	<p>子育てをしていく夫婦に、食事の大切さについての意識を向上させるため、栄養のバランスや食生活のリズム等、食事指導の充実を図る。</p>	保健センター
訪問指導	<p>妊婦及び乳幼児のいる家庭に、保健師や助産師等が訪問し、心身の健康の保持増進のため、健康や日常生活、育児上の相談に応じ、個性を生かした助言及び子育て支援に努める。</p> <p>《平成 20 年度実績》 訪問数 150 件</p>	<p>継続実施を図る。</p>	保健センター
電話・面接・メール相談	<p>母子保健に関する知識の普及や育児に関する不安、悩みの解消を図るため、電話や面接、メール等で乳幼児の相談を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 相談延件数 1,409 件</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、利用につなげるとともに、地区担当保健師や管理栄養士、歯科衛生士等で個別に相談に応じていく。</p>	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
子育て相談	<p>乳幼児期の子どもの身体計測及び、保健師や栄養士等による発育・発達・子育てについての個別相談を定期的に月 1 回、保健センター実施している。また随時電話や面接、メール等で相談に応じている。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 12 回 延相談者数 631 組</p>	<p>広報、訪問指導などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	保健センター
2歳児教室	<p>2歳頃の発達や規則正しい生活の確立及び母子の関わり方を講話や遊び体験を通じて学び、楽しい子育てにつなげる教室を実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 12 回 延参加人数 193 組</p>	<p>地域で活動をする子育てネットワークと連携して教室を実施し、内容の充実を図る。</p>	保健センター
乳幼児健康診査(4か月児・1歳8か月児・3歳児)、事後教室	<p>異常の早期発見ができるよう各種乳幼児健康診査を行い、その異常の対応及び健全やかな発育・発達を促し、子育てがうまくできるよう、健診後のフォローを行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 ①乳幼児健診：年 71 回、受診者数 1,967 人、(受診率：96.3%) ②事後教室：年 20 回、利用組数：延 332 組</p>	<p>発達の問題で要観察・要指導となる割合が増加していることを踏まえて、地域子育て支援センターや療育の場との連携を図りつつ、事後教室の効率的な実施を図る。</p> <p>また、保護者が気軽に子どもの発達や育児について相談し、安心してその後の子育てができるよう、1歳8か月児健診及び3歳児健診で、すべての対象者に個別相談を実施する。</p>	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
歯科健診とフッ素塗布	<p>乳幼児期の子どもの口腔内の状態を定期的に健診し、希望者にフッ素塗布を実施する。かむことの大切さやむし歯予防のための正しい生活習慣と歯の手入れの仕方を伝える。かかりつけ歯科医院についての情報提供を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 はじめての歯科健診： 年 12 回、受診者数 505 人 （受診率：75.8%） 2 歳児歯科健診： 年 18 回 受診者数 467 人 （受診率：73.8%）</p>	仕上げ磨きやよくかんで食べること、生活リズムを整えることの重要性とともに、フッ素の役割などを分かりやすく情報提供を行う。	保健センター
予防接種	<p>重篤な感染症を予防するため、予防接種法に基づいて、各種予防接種を実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》</p> <p>①ポリオ：1,302 人、92.7% ②三種混合：2,557 人、95.3% ③二種混合：751 人、90.4% ④BCG：673 人、99.3% ⑤MR：2,620 人、86.8% ⑥日本脳炎：688 人</p> <p>すべて延被接種者数、接種率</p>	継続実施を図る。	保健センター
ヤングエイジ健診	<p>母親の健康管理、メタボリックシンドロームの早期発見を図るために、定期健診を実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 受診者数 165 人</p>	広報などを通じて、事業の周知を図り、受診者数の増加につなげる。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
禁煙・防煙・受動喫煙の知識の普及	妊婦や父親等にタバコの胎児や乳幼児への影響、健康被害について伝える。 《平成 20 年度実績》 実施回数 31 回 （母子手帳交付 26 回、パパママ教室 5 回）	継続実施を図る。	保健センター
健康情報の普及	健康についての情報を、広報及びホームページ等でPRする。 《平成 20 年度実績》 随時	見やすいホームページの充実と、ニーズに応じた広報記事など掲載内容の充実を図る。	保健センター
健康イベントの開催	蒲郡市民健康まつり、歯の健康フェスティバル等を開催する。 《平成 20 年度実績》 年 1 回	住民グループ主体運営型の健康イベント、歯の健康フェスティバルを開催する	保健センター
健康相談・健康がまごおり 21 実践隊	公民館等の身近な場所で、健康相談・健康チェックなどを実施する。 《平成 20 年度実績》 実施回数 10 回	広報などを通じて、事業の周知を図り、利用者数の増加につなげる。	保健センター
育児支援家庭訪問	家庭・養育状況に不安のある家庭で継続的な支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行う。 《平成 20 年度実績》 訪問家庭数 95 件	継続実施を図る。	保健センター
母子家庭訪問	乳幼児健診未受診や乳幼児健診受診後、発育や発達の確認、母親の育児不安の軽減のために、保健師等が保健指導を行う。 《平成 20 年度実績》 訪問家庭数 55 件	地区の担当保健師が個別に対応し、継続実施を図る。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
歯科保健対策の推進	<p>小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を図る。</p> <p>《平成 20 年度実績》 小学校 5 校でフッ化物洗口を実施</p>	継続実施を図る。	学校教育課
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	<p>肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防を指導する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 各学校で実施</p>	継続実施を図る。	学校教育課

2-2 食育の推進

(1) 現状と課題

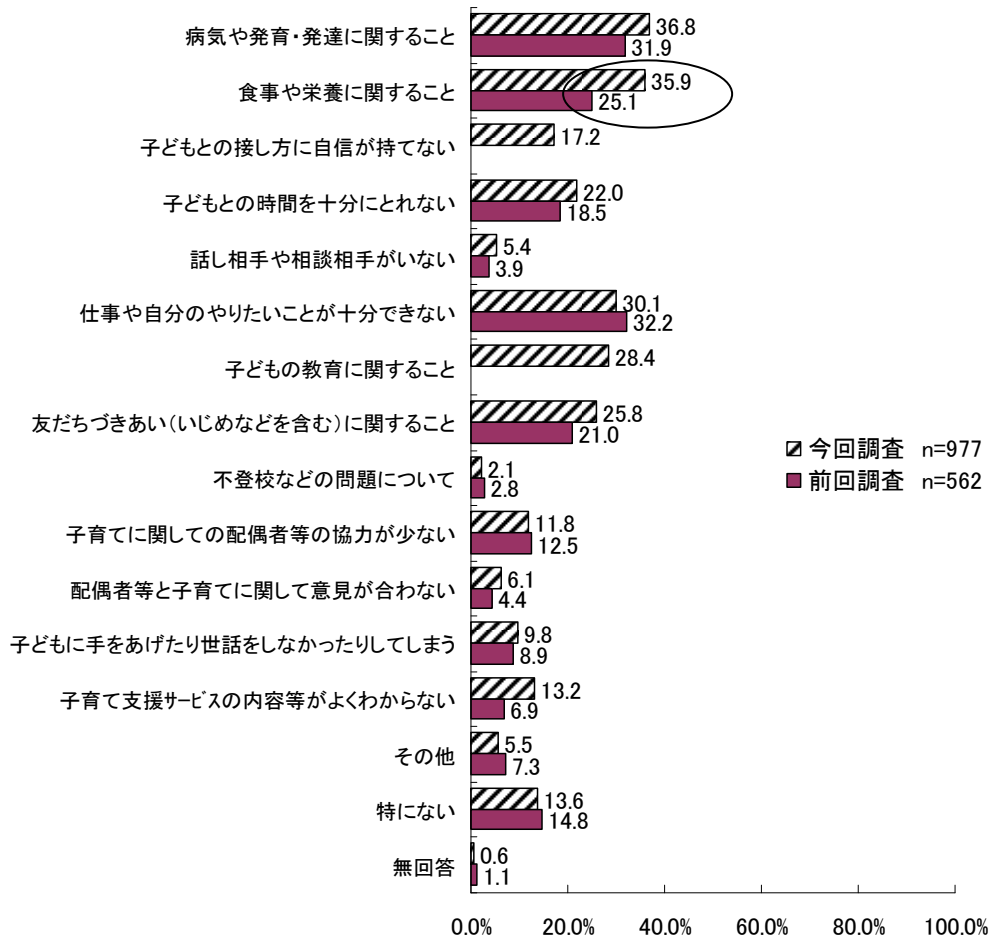
- 健康な心身の維持増進には、さまざまな要素が必要ですが、なかでも食生活はその比重が大きく、食生活の乱れは健康の乱れにつながっていきます。
- 保健センターでは、乳幼児健康診査や各種教室、相談の場を通じて、食に関する相談等に応じ、食を見直すきっかけづくりを行っています。
- また、食生活改善推進員(ヘルスマイト)が市内の各地区で、それぞれの特性に合った食育に関する地区組織活動を展開しており、その活動の中で、地場産物や郷土料理を学ぶ機会を設けるなど、食文化の普及にも努めています。
- 保育園や幼稚園、学校は、給食などを通して食育を推進しているほか、小・中学校では、給食の献立を作成している栄養士が各校を巡回し、栄養素の働きや、必要な栄養素の摂り方などについて指導する取り組みなども行っています。
- なお、就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、就学前児童の保護者では「病気や発育・発達に関すること」が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」と続いています。
- 前回5年前の調査と比べると、特に「食事や栄養に関すること」で悩んでいる保護者が増えており、社会環境の変化に伴い食生活の多様化の影響で食に関する正しい知識の意識の高まりがその要因として推測されます。
- 子どもの食事は食事の内容、環境、マナーの3つの観点をそれぞれ大切に、規則正しく食べるよう習慣づけていくことが大切です。「家族そろって楽しくバランスのよい食事ができるよう」保護者への食に対する正しい知識の普及や食育の充実などを図ることに努めていきます。

【後期の主な課題】

- **母子保健サービスを通じた食を見直すきっかけづくりの継続**
- **食生活改善推進員(ヘルスマイト)の活動をはじめ、身近な食育活動の推進**
- **各種媒体、関係機関を通じた食や栄養に関する情報提供の充実**

【ニーズ調査結果のポイント】

《子育てに関して悩んでいること》※
 (就学前児童の保護者調査)



※「子どもとの接し方に自信が持てない」、「子どもの教育に関すること」との回答は、今回調査のみの回答

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
母乳相談	<p>母乳に関する不安を解消するため、助産師が個別に相談に応じる。母親が母乳分泌を促し、安心して子どもを育めるよう支援する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 12 回 参加延人数 45 人</p>	<p>相談しやすい体制の充実と継続実施を図る。</p>	保健センター
乳幼児健康診査(4か月児・1歳8か月児・3歳児)、事後教室[再掲]	<p>子どもの成長・発達を通じて、社会性や親子の基本的信頼感を育む食の発達行動を促すとともに、家庭での育児力が身につくよう食生活についての具体的な助言を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 栄養指導件数 ① 1 歳 8 か月児・3 歳児健診：153 件 ② 事後教室：年 1 回</p>	<p>保護者が気軽に子どもの食や栄養について相談し、安心してその後の子育てができるよう、1 歳 8 か月児健診及び 3 歳児健診で、希望者に個別相談を実施する。</p>	保健センター
離乳食教室	<p>食を通じた心とからだの健全育成のために、離乳食に関する知識を得る場を提供し、育児不安の軽減を図る。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 25 回 参加延数 420 組</p>	<p>個々に応じた離乳食の進め方について学べる機会を持てるよう実施する。</p>	保健センター
子育て相談・栄養相談	<p>食に関する相談等に応じ、育児不安を軽減し、望ましい食生活が送れるように支援する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 173 件</p>	<p>子どもの発育、発達過程に応じた「食べる力」を育めるように支援する。</p>	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
子育て教室（2歳児教室・幼児食等）	<p>子どもの食事から家族全体の食事のあり方を振り返り、家族そろって食べることの大切さや食生活を見直す機会をつくる。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 15 回 参加数 231 組</p>	<p>関係機関と連携し、地域で乳幼児の食育教室の開催を図る</p>	保健センター
歯科支援事業（はじめての歯科健診等）	<p>むし歯予防についての正しい知識を普及し、家庭でできる歯の手入れの仕方を食事とともに学ぶ機会をつくる。</p> <p>《平成 20 年度実績》 はじめての歯科健診： 年 12 回、受診者数 505 人 (受診率：75.8%)</p>	<p>歯の生え始めるこの時期にむし歯になりにくい生活習慣や歯の手入れ方法・フッ素の役割を分かりやすく情報提供する。</p>	保健センター
栄養情報の提供	<p>乳幼児期・学童期の食習慣に関する情報を提供する（食の健康教育）</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 13 回 参加数 1694 人</p>	<p>食について関心を持つよう食育の情報提供や意識啓発の充実を図る。</p>	保健センター
食文化の普及	<p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）等を中心とした地域の住民と一緒に、地場産物や郷土料理を学ぶ機会を持ち、伝統行事等の文化に触れる場を確保する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 1 回</p>	<p>地元農林水産物の P R とともに地域に伝わる郷土料理のレシピ紹介をし、地元の食材を知り活用する機会を図る。</p>	保健センター
食生活改善推進員（ヘルスマイト）による食を通じた地区組織活動	<p>市内の各地区の特性に合った食育についての地区組織活動を展開する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 15 回</p>	<p>望ましい食生活改善の実施を通して、地域での食育活動の充実を図る。</p>	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
親子料理教室・子ども料理教室等	<p>家族や仲間と一緒に食事を作り、食べることを楽しみ、食事のバランスや朝食の大切さについて学び、望ましい食習慣が身につくよう支援する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 1 回 参加人数 31 人</p>	<p>学校や地域と連携した教室の開催を図る。</p>	<p>保健センター</p>
乳幼児期の食育推進	<p>保健センター、児童課、保育園、幼稚園等、子どもを取り巻く関係機関が連携し、食育の推進をする。</p>	<p>家族そろって楽しくバランスの取れた食事ができるよう、保護者への食に対する知識の普及や食育の充実などを図る。</p>	<p>保健センター 児童課</p>
給食の試食会	<p>保護者を対象に給食を試食してもらい、給食やバランスのよい食事についての理解を深めてもらう。</p> <p>《平成 20 年度実績》 各学校単位で実施</p>	<p>継続実施を図る。</p>	<p>学校教育課 児童課</p>
小・中学校における食育指導の推進	<p>給食の献立を作成している栄養士が各校を巡回し、栄養素の働きや、必要な栄養素の摂り方などについて指導する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 小 2、4、6、中 1 の全クラスで巡回実施</p>	<p>継続実施を図る。</p>	<p>学校教育課</p>
学校給食の推進	<p>給食への地場産物や行事食への取入れを行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 地場産物 5 品目</p>	<p>市担当課、生産者団体が連携し、地場産物の利用拡大を図る。</p>	<p>学校給食課</p>
食生活指針の普及	<p>地場産野菜や水産資源等を取り入れた食育を推進する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 親子 (11 組) 及び一般 (12 人) 対象に魚料理教室実施 (各 1 回)</p>	<p>継続実施を図る。</p>	<p>産業振興課</p>

2-3 思春期保健対策の充実

(1) 現状と課題

- 未成年者の喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症などにおける身体への影響は、本人のみならず将来の子どもへの影響も懸念される大きな問題です。
- 保健センターでは、10代の若い世代の母親への個別支援を行っているほか、乳幼児期に母子の愛着形成を深めることで、心の安定につなげ、思春期における問題行動の防止を図っています。
- また、母子保健と学校保健が連携し、思春期保健対策を推進するための勉強会を開催しています。

【後期の主な課題】

- **乳幼児期の早い段階から、思春期における問題行動の防止を図る取り組みの継続**
- **母子保健と学校保健の連携強化**

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
若年(10代)妊産婦への個別支援	10代の若い世代の母親に、母子健康手帳の交付時より相談にのり、継続的に個別支援を行う。 《平成20年度実績》 8人	母子手帳交付時に、地区担当保健師が個別に相談に応じ、継続的に支援する体制を図る。	保健センター
乳幼児期の親子のふれあいを促進	乳幼児期の早い段階から、親子のふれあいを積極的に促し、母子の愛着形成を深めることで、心の安定を図り、思春期の問題発生を防止する。 《平成20年度実績》 随時	地域の子育て関係機関との連携とニーズに応じた内容の充実と継続実施を図る。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
思春期保健対策推進のための勉強会	母子保健・学校保健の連携を強化し、次世代を生き育てる思春期の子どもへの保健対策を強化する。 《平成 20 年度実績》 実施回数 1 回	母子保健と学校保健の連携強化のため、今後は思春期の問題だけでなく、健康全般について連携して取り組んでいく。	保健センター
健康教育（保健）	関係機関・団体との連携などによる指導の充実を図る。 《平成 20 年度実績》 年 1 回実施	継続実施を図る。	学校教育課
施設内禁煙・分煙の推進	施設内禁煙・分煙を推進する。	継続実施を図る。	各課

2-4 小児医療の充実

(1) 現状と課題

- 小児医療は、安心して子どもを生み育てていくために、必要不可欠なものです。
- 市民病院などの医療機関と保健センターが連携を取り、ハイリスクの妊婦や子どもを把握し、早期対応を図っています。
- 救急については、軽症者の場合は蒲郡市休日急病診療所や在宅当番医制、又は、かかりつけ医で対応し、入院や緊急手術を要する重症者の場合は、蒲郡市民病院で対応する医療体制となっています。
- 子ども医療費の助成対象は、平成20年4月に通院が小学校卒業前、入院が中学校卒業前まで拡大しました。通院助成の中学校卒業前まで拡大については、財政状況を見ながら検討します。

【後期の主な課題】

- 関係機関の連携による小児医療体制の充実
- 健診等の機会を通じたかかりつけ医の必要性等の普及啓発

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
産婦人科ケース連絡	不安の高い妊婦を妊娠中から把握し、医療機関と保健センターが連携を取り、早期対応していく。 《平成20年度実績》 連絡票数19件	医療機関と連携を密にし、支援が必要な妊産婦を早期から対応する。ハローファミリーカードの配布で医療と保健の連携を図る。	保健センター
小児科保健師ケース連絡会	市民病院の医師と保健センターが定期的に連絡を取り、問題になりそうな子どもの把握に努める。	継続実施を図る。	市民病院 保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
小児救急医療体制	夜間の救急外来や休日診療、休日急病診療所、在宅当番医などにより、小児救急医療体制の充実を図る。	継続実施を図る。	市民病院 保健センター
子ども医療費助成	小学校卒業前までは、通院及び入院の医療費自己負担額の全額を助成する。 中学生は、入院の医療費自己負担額の全額を助成する。	ニーズに応じた助成対象の拡大を検討する。 通院助成の中学校卒業前までの拡大については、財政状況を見ながら検討する。	保険年金課
かかりつけ医の必要性等の普及啓発	かかりつけ医の必要性等の普及啓発を図るため、広報及びホームページ等でPRする。	広報、ポスター、ホームページなどにより、かかりつけ医の普及啓発を図る。	保健センター

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……

3-1 次世代の親の育成

(1) 現状と課題

- 少子化や核家族化の影響により、兄弟姉妹が少なく、地域性が希薄になって隣近所とのつながりが薄れてきたことなどが原因で、乳幼児とのふれあいを経験せずに成長し、そのまま親となるケースが増えています。
- 保健センターでは、平成 17 年度に中学生と乳幼児のふれあい体験を開催したほか、市内の全中学校では、家庭科の授業や職場体験学習を通して、保育園で保育を体験する機会を設けています。
- また、市内の全中学校では、望ましい職業観や勤労観を育成するため、さまざまな職場での体験活動を推進しています。
- 男女共同参画に関連した講演会等「男女いきいきフォーラム」を年 1 回開催しており、当日は、2 歳から就学前児童の託児を実施するなど、若い世代の参加を促しています。

【後期の主な課題】

- 乳幼児とのふれあい、子どもを生み育てることや家庭の大切さなどを理解する取り組みの推進
- 仕事への理解と社会性の向上を図る取り組みの推進
- 若い世代への男女共同参画意識の普及啓発

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
中学生と乳幼児のふれあい体験	保健事業等を活用し、子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを中学生が理解できるようにするためのきっかけづくりを推進する。 《平成 20 年度実績》 なし (平成 17 年度) 1 回 60 人	学校と連携し、保健事業を活用したふれあい体験等の実施を検討する。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
保育体験の実施	<p>中学生が家庭科の授業や職場体験学習を通して、保育園や幼稚園で保育を体験する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 市内全中学校 7 校で実施</p>	継続実施を図る。	学校教育課
職場体験学習の充実	<p>中学校期におけるさまざまな職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を図る。</p> <p>《平成 21 年度実績》 市内全中学校 7 校で実施</p>	継続実施を図る。	学校教育課
男女いきいきフォーラムの開催	男女共同参画に関連した講演会等を年 1 回開催する。	ニーズに応じたイベント内容の充実を図る。	企画広報課

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

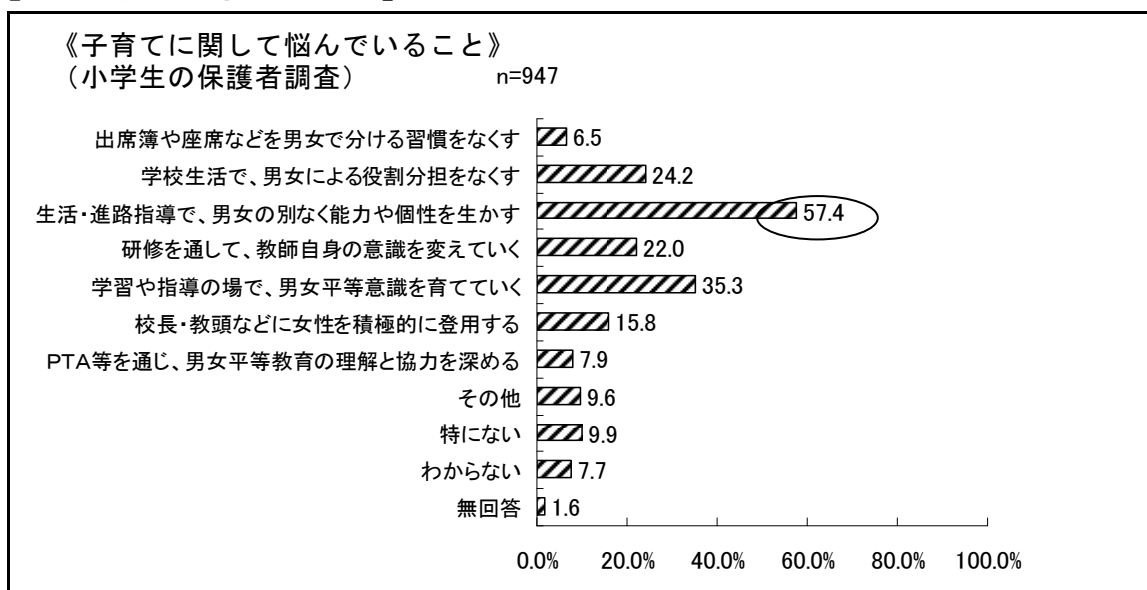
(1) 現状と課題

- 子どもが心豊かに成長するためには、学校における教育が非常に重要です。
- 本市は、平成20年3月に「蒲郡市学校教育ビジョン」を策定し、子どもの夢を育む学校教育をビジョンとして、「豊かな心、たくましいからだ」、「確かな学力」、「未来を切り拓く力」の育成をうたい、それを「情熱を持ち、夢を語る教師」が担い、「夢をつなぐ家庭・地域・学校」の役割を示しました。
- このビジョンのもとで、市内の小中学校は、児童生徒への指導や地域と連携した体験活動などを推進しています。
- なお、小学生の保護者へのニーズ調査によると、男女平等の社会づくりには「生活・進路指導で、男女の別なく能力や個性を生かす」ことが重要と思う保護者が最も多い状況です。

【後期の主な課題】

- 「蒲郡市学校教育ビジョン」に沿った学校の教育環境等の整備
- 地域と連携し、「蒲郡」を生かした学習の場づくり
- 一人ひとりの能力や個性に応じた指導等の充実

【ニーズ調査結果のポイント】



(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
基礎を理解する 指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準に基づいた適正な評価方法の確立を図る。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	指導計画の改善・充実に努める。	学校教育課
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導などの積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導を実施する。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	個々に応じたきめ細かな指導を図る。	学校教育課
児童・生徒指導	児童・生徒が抱えるさまざまな問題に対応するため、日常の生活指導や教科指導等に対する教職員の指導力向上に努めるとともに、家庭、地域及び関係機関との連携を深め、指導の充実に努める。 また、中学校における教育相談を積極的に推進し、児童・生徒の心の安定を図る相談のあり方について研修を深める。 《平成 20 年度実績》 生徒指導主事会 8 回開催	研修等を通じて指導の充実に努める。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
英語指導助手（AET）の活用	英語指導助手（AET）の小学校への派遣時間の増加を図る。 《平成 20 年度実績》 AET 2 名 小学校 3～6 年生を年間 4 時間	継続実施を図る。	学校教育課
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートを効果的に活用する。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
体育授業の充実	指導計画・指導方法などの工夫により充実を図る。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実を図る。 《平成 20 年度実績》 2 校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
学校における人権尊重教育の推進	人権への正しい理解を深める取り組みを行う。 《平成 20 年度実績》 各小中学校 20 校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして中学校に配置する。 《平成 20 年度実績》 各中学校 7 校、小学校 1 校	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
開かれた学校づくり	地域社会とのより一層の連携を図る。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
外部人材の活用	市立小中学校の活性化を図るため、外部人材の積極的な活用を図る。 《平成 20 年度実績》 出前講座を利用し、外部の人を活用	継続実施を図る。	学校教育課
社会人活用事業の実施	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業を実施する。 《平成 20 年度実績》 小学校で積極的に活動	継続実施を図る。	学校教育課
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進する。 《平成 20 年度実績》 各学校で実施	継続実施を図る。	学校教育課
保育園、幼稚園と小学校の連携	保育園や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携を強化する。 《平成 20 年度実績》 障害児訪問療育指導を年 5 回実施	継続実施を図る。	学校教育課 児童課
各小中学校PTA連絡協議会への支援	活動への補助及び行事への協力を行う。	継続実施を図る。	学校教育課 生涯学習課
保育園父母の会連絡協議会	市内の保育園の代表者が情報交換をする中で保育に対する理解や子育て支援について考える。 《平成 20 年度実績》 父母連ニュースの発行 1 回	継続実施を図る。	児童課

3-3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 現状と課題

- 少子化、核家族化、共働き世帯の増加などに伴い、家庭内での親と子のつながりや兄弟姉妹との関わり、祖父母とふれあう機会が減少することにより、家庭環境は大きく変貌してきました。
- また、隣近所との関係の希薄化も、異世代や同世代の交流を減少させる要因となり、子どもの社会性が育ちにくい状況が生まれています。
- 本市では、家庭での教育力の低下を補うため、親子で参加できる教室やイベントの開催を通じて、親子のふれあい・交流を促す取り組みを行っているほか、家庭教育相談員やスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実に努めています。
- 地域の教育力を高める取り組みに活用できるよう、学校施設を地域に開放しています。

【後期の主な課題】

- 家庭の教育力を高める相談支援や各種教室等の充実
- 地域の教育力を高める取り組みへの学校施設の活用促進

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
「家庭の日」親子教室	第 3 日曜日の家庭の日を周知啓発するために、小中学生の親子を対象とした教室を開催する。 《平成 20 年度実績》 カブトムシロボット作り 41 人、三河木綿手織体験 37 人、手作りおやつ 92 人	継続実施を図る。	学校教育課
親子で参加できるイベントの開催	蒲郡まつりやくらふとフェアなど、親子で参加できる各種イベントを開催する。	継続実施を図る。	観光課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
親と子の幼児教室	<p>経験豊かな講師から子育ての意味、意義などを学んだり、親子で活動したり、保護者同士の情報交換を行う教室を開催する。</p> <p>《平成 21 年度実績》 3 回開催</p>	<p>ニーズに応じた教室の内容の改善・見直しを図る。</p>	生涯学習課
教育相談体制の充実	<p>来所による定期的な個別の面接相談、電話による相談、家庭教育相談員を活用した学校との情報交換を行う。</p> <p>また、適応指導教室における支援事業を実施するとともに、不登校児童生徒の家庭への家庭教育相談員の定期的な訪問を行う。</p> <p>さらに、相談支援にスクールカウンセラーの活用を図る。</p> <p>《平成 20 年度実績》 あすなろ教室、指導員 2 人、補助員 1 人、10 人卒業し、定時制高等学校へ進学 家庭教育相談員 1 人、ホームフレンド 4 人、家庭訪問実施 「麦」カウンセラー 1 人、延べ 281 人が来所し、相談を実施</p>	<p>継続実施を図る。</p>	学校教育課
学校体育施設開放事業の促進	<p>子どものスポーツ活動等の場として、休日及び夜間に学校体育施設を開放しスポーツ活動の場を提供する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 登録団体数 144 団体 利用状況 5,071 件 109,517 人</p>	<p>利用団体数の増加を踏まえて、利用方法の改善・見直しを図る。</p>	体育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
コミュニティスクール(学校施設開放)の促進 [再掲]	小中学校の魅力ある施設（図工室などの特別教室）の開放を促進する。 《平成 21 年度実績》 4 か所	継続実施を図る。	生涯学習課

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 現状と課題

- 近年、一般書店やコンビニエンスストア等で性や暴力等に関する情報を主とした書籍やビデオ、コンピュータソフトなどが販売されており、容易に入手できる環境となっています。
- また、インターネットによる有害な情報の氾濫は、誰でも情報を入手できることから、子どもに悪影響をおよぼすだけでなく、犯罪に巻き込まれるケースも懸念されます。
- 本市では、適応指導教室「あすなる教室」に指導員を配置し、親・児童生徒・教員からの相談に対応しているほか、蒲郡市青少年センターの補導員による街頭補導活動等を実施しています。
- また、インターネットの適正利用の啓発を図るため、対応マニュアルの作成や事例集配布、ポスターによる啓発などを実施しているほか、小学校13校は月に1回、中学校7校は週1回、対策委員会を開催しています。

【後期の主な課題】

- 親や子どもからの相談支援や街頭補導活動等の推進
- インターネット利用など、情報モラルの向上のための取り組みの充実

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
青少年相談事業	小中学校の児童・生徒に対して、適応指導教室「あすなる教室」に指導員を配置し、親・児童生徒・教員の相談に対応する。 《平成20年度実績》 週2日を1名で対応	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
街頭補導活動	<p>街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止を図る。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 709 回 従事人数 1,771 人 補導件数 3 件。</p>	継続実施を図る。	学校教育課
青少年補導委員研修会	<p>関係機関と連携を図った研修会を開催する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 年 1 回 参加者 74 人</p>	継続実施を図る。	学校教育課
青少年健全育成活動	<p>各中学校区の青少年健全育成協議会において、青少年健全育成活動を推進する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 協議会開催 16 回 参加者 982 人</p>	継続実施を図る。	学校教育課
インターネットの適正利用の啓発	<p>インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 対応マニュアル、事例集配布、ポスターによる啓発 小学校 13 校は月に 1 回、中学校 7 校は週 1 回、対策委員会を開催</p>	継続実施を図る。	学校教育課

4 子どもの安全の確保

4-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 現状と課題

- 現代の車社会では、子どもは交通弱者であるため、危険な状況に置かれるケースが少なくありません。
- 本市では、保育園・幼稚園・小学校等での交通安全教室を開催し、子どもや保護者への啓発に努めているほか、広報やホームページ等を通じて、交通事故・事故防止情報を提供しています。
- 平成20年中交通事故統計によると、15歳以下の子どもの交通事故は51件発生しており、前年から11件増加しています。

【後期の主な課題】

- 子どもや保護者への交通安全教育の推進
- 交通事故・事故防止に関する情報提供の充実

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
交通安全教育	保育園・幼稚園・小学校等での交通安全教室を開催する。また、交通安全ポスターの募集を行う。 《平成20年度実績》 保育園14回実施 1,102名 小学校24回実施 1,768名 交通安全ポスター応募総数2,698名	継続実施を図る。	安全安心課
交通安全広報活動	地域や関係機関が連携した交通安全運動を実施する。 《平成20年度実績》 年4回	継続実施を図る。	安全安心課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
交通事故・事故防止情報の提供	<p>子どもを交通事故の被害から守るための情報を提供する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 年 9 回</p>	継続実施を図る。	安全安心課

4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 現状と課題

- 近年は、特に子どもを対象とした犯罪、携帯電話やインターネットを介しての犯罪の増加が懸念されています。
- 本市では、市の携帯サイトやホームページにおいて緊急不審者情報を提供しているほか、不審者・犯罪の情報をいち早く市民に提供するため、毎週1回、犯罪情報をメール配信しています。
- また、犯罪被害に遭い、又は遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う「子ども110番の家」が平成20年度現在で216か所設置されています。
- さらに、毎週3回、青色パトロールを実施しているほか、「動く子ども110番」として、タクシー、郵便局、新聞配達の使用車両にステッカーを貼付し、パトロール活動をする取り組みを実施しています。

【後期の主な課題】

- 関係機関が連携した犯罪防止活動の推進
- 不審者・犯罪の情報の迅速な提供

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
安全なまちづくり推進協議会	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーンなどを実施する。 《平成20年度実績》 年4回	継続実施を図る。	安全安心課
緊急不審者情報の提供	子どもを犯罪の被害から守るため、蒲郡警察署と連携し、市の携帯サイトやホームページにおいて情報を提供する。	継続実施を図る。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
不審者・犯罪情報のメール配信	<p>不審者・犯罪の情報をメールにて、いち早く市民に提供する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 犯罪情報を毎週 1 回メール配信 不審者情報は随時、市内小中学校 20 校、高校 3 校、保育園 18 園、幼稚園 3 園にメール、ファックスで配信</p>	継続実施を図る。	安全安心課 学校教育課 児童課
パトロール活動の推進	<p>地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 毎週 3 回青色パトロール実施</p>	継続実施を図る。	安全安心課
地域安全教育の推進	<p>地域で要望がある場合、安全に関する講話を出前講座として開催する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 年 14 回実施</p>	継続実施を図る。	安全安心課
「子ども 110 番の家」	<p>子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども 110 番の家」の看板及びカラーコーンを設置する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 市内 216 か所設置</p>	継続実施を図る。	安全安心課
「動く子ども 110 番」	<p>タクシー、郵便局、新聞配達に「子ども 110 番」ステッカーを配布し、子どもたちを犯罪や危険から守ってもらう。</p>	継続実施を図る。	安全安心課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
インターネットの 適正利用の啓 発[再掲]	<p>インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》</p> <p>対応マニュアル、事例集配布、ポスターによる啓発</p> <p>小学校 13 校は月に 1 回、中学校 7 校は週 1 回、対策委員会を開催</p>	<p>継続実施を図る。</p>	<p>学校教育課</p>

4-3 被害にあった子どもの保護の推進

(1) 現状と課題

- 犯罪やいじめ、児童虐待などによって被害を受けた子どもに対して、その精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するための体制整備に努める必要があります。
- 本市では、いじめなどについては、中学校にスクールカウンセラーを配置し、臨床心理の専門家による相談支援を行っているほか、犯罪や虐待の被害などについては、警察や東三河福祉相談センターなど関係機関との連携により、被害にあった場合の支援を行います。

【後期の主な課題】

- 犯罪被害にあった子どもに対する関係機関が連携した適切な支援の実施

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
相談体制の整備	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努める。	継続実施を図る。	児童課
中学校へのスクールカウンセラーの配置〔再掲〕	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして中学校に配置する。 《平成 20 年度実績》 各中学校 7 校	継続実施を図る。	学校教育課

5 子育てを支援する生活環境の整備

5-1 良質な住宅の確保

(1) 現状と課題

- 子育て世帯にとって、子育てに適した住宅の確保は、いきいきと暮らすための重要な要素です。
- 本市では、宅地供給の促進を図るため、土地区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を図っています。
- 平成 21 年度現在、土地区画整理事業は 3 地区で施工中です。
- 愛知県では、平成 20 年 3 月に住宅関連事業者向けの「子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン」を策定しており、子育て世帯がいきいきと暮らすことができる住まいを実現させるための基本的な考え方が紹介されています。

【後期の主な課題】

- 宅地供給の促進

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
土地区画整理事業等	基盤整備のための土地区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を図る。 《平成 20 年度実績》 〈区画整理課〉 進捗率：蒲南 96.7%、中部 54.6%、駅南 80.6% 〈都市計画課〉 開発許可件数 4 件	民間の秩序ある宅地開発の誘導を図る。	区画整理課 都市計画課 土地開発公社

5-2 良好な居住環境の確保

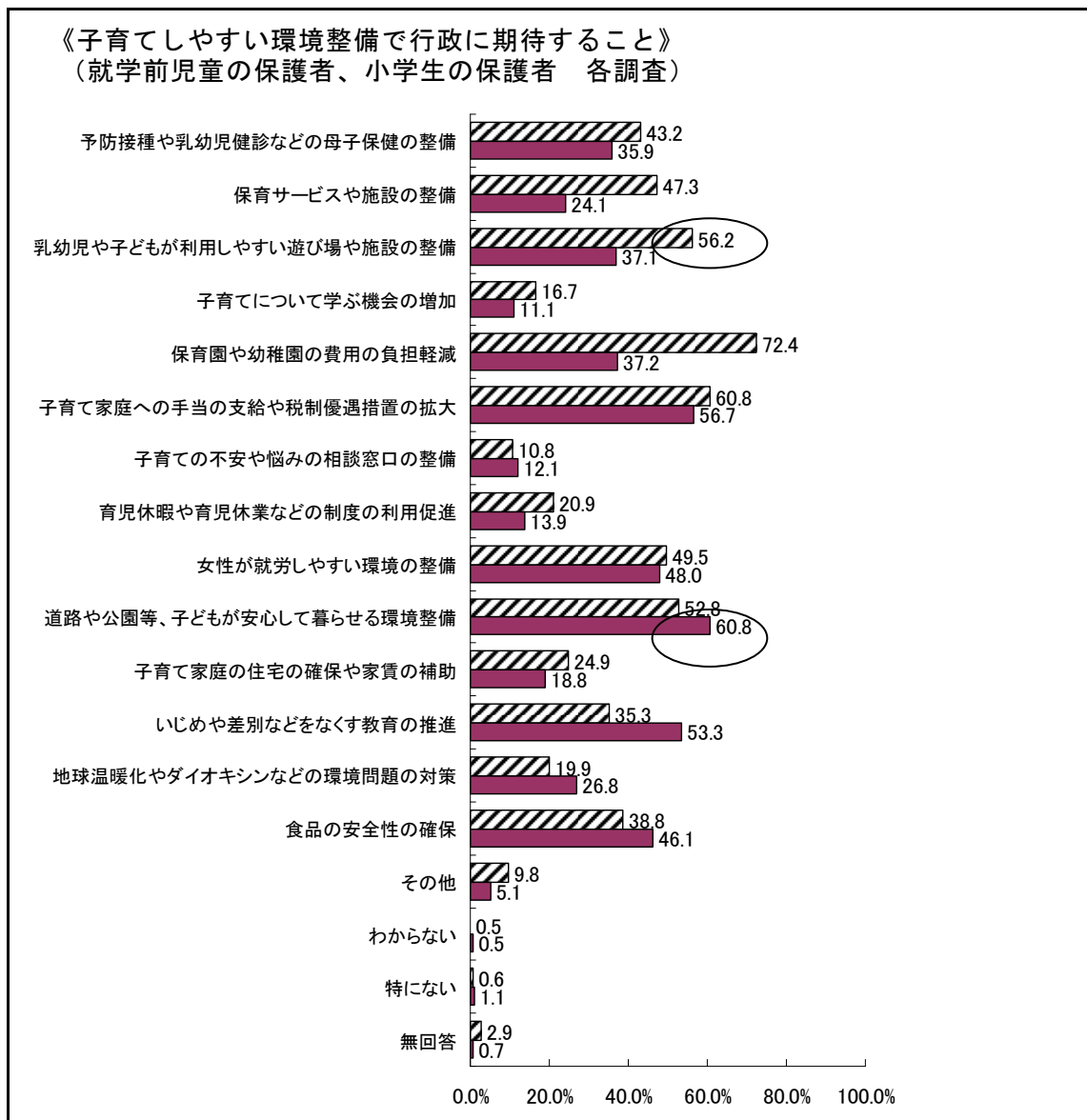
(1) 現状と課題

- 子育て世帯にとって、身近なところに親子で遊べる公園があることは、いきいきと暮らすための重要な要素です。
- 本市では、都市公園等の増設及び遊具等の整備を計画的に行っており、平成20年度現在、都市公園等34か所、児童公園78か所を整備しています。
- また、市の担当課では、家を建てる際の相談を受け付けており、シックハウス等の相談にも対応しているほか、住宅の耐震化に係る改修費の補助を行っています。
- 小学生の保護者へのニーズ調査によると、子育てしやすい環境整備で行政に期待することについては、「道路や公園等、子どもが安心して暮らせる環境整備」との回答が最も多く見られます。
- 就学前児童の保護者では、経済的な支援への期待とともに、「乳幼児や子どもが利用しやすい遊び場や施設の整備」との回答も上位にあがっています。

【後期の主な課題】

- 公園等の整備の計画的な推進
- 居住環境の改善に関する相談等の充実

【ニーズ調査結果のポイント】



(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
公園等の整備	公園等の増設及び遊具等の整備を行う。 《平成20年度実績》 都市公園等 34 か所 児童公園 78 か所	計画的な整備を図る。	都市計画課 児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
建築相談	家を建てる際の相談を受ける。シックハウス等の相談も受け付ける。	継続実施を図る。	建築住宅課
民間木造住宅耐震改修費補助事業	倒壊の危険性のある住宅の改修に最大 60 万円まで補助する。 《平成 20 年度実績》 7 件	継続実施を図る。	建築住宅課

5-3 安全な道路交通環境の整備

(1) 現状と課題

- 子どもや子ども連れなどが安全かつ安心に通行するためには、広い歩道や段差のない道路など、道路交通環境の整備が必要です。
- 本市では、歩道や交通安全施設の整備を計画的に実施しています。

【後期の主な課題】

- 歩道や交通安全施設の計画的な整備

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
安全な道路交通環境の整備	幅の広い（2 m以上）歩道の整備を推進するとともに、住宅地内の歩道等の整備を実施する。 また、生活道路における通過車両の進入や速度・幹線道路の交通の円滑化を推進する。 さらに、交通バリアフリー重点整備地区歩道等の整備を実施する。 《平成 20 年度実績》 歩道整備 1 か所	関係機関との調整等を図りつつ、長期の計画に基づき整備に努める。	土木課
交通安全施設の整備	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯を設置する。 また、防護柵、道路反射鏡を設置する。 さらに、信号の設置・整備を行う。 《平成 20 年度実績》 通学路整備 3 か所 道路照明 2 か所	関係機関との調整等を図りつつ、長期の計画に基づき整備に努める。 道路反射鏡 16 か所 道路照明 42 か所	土木課 安全安心課

5-4 安心して外出できる環境の整備

(1) 現状と課題

- 子どもや子ども連れ、妊産婦などすべての人が安心して外出できるよう、道路環境、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消やスロープの設置といったバリアフリー、そして、あらゆる利用者の視点に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。
- 本市では、人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台を設置しており、平成20年度現在、都市公園5か所、駅前広場2か所の計7か所に設置しています。
- 一方、平成20年度現在、授乳スペースを設置している公共施設等はありません。

【後期の主な課題】

- 施設の新規整備や建て替え等にあわせた建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入
- 施設の新規整備や建て替え等にあわせたベビーシート・多目的トイレの設置、授乳スペースの確保等

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成22年度～平成26年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成22年度～平成26年度）の目標	担当
建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	建築物における段差の解消、スロープの設置等を図る。	施設の新規整備や建て替え等にあわせて実施する。	建築住宅課
ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保及びおむつ交換台の設置	人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置等を推進する。 《平成20年度実績》 7か所（都市公園5、駅前広場2）	公園整備やトイレ改修時にあわせて設置を図る。	建築住宅課 都市計画課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
授乳スペースの確保	人が多く集まる場所において、授乳スペースの確保を推進する。	公園整備やトイレ改修時にあわせて設置を図る。	建築住宅課 都市計画課
「赤ちゃんの駅」設置	外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録することで、親子で安心して出かけることができる環境を整える。	新規事業として、保育園や児童館などの公共施設から事業を開始し、順次拡大を図る。	児童課

5-5 安全・安心のまちづくりの推進等

(1) 現状と課題

- 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備や共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備推進が必要です。また、これらの必要性に関する広報啓発活動も重要です。
- 本市では、市内の防犯灯の設置・整備を進めているほか、安全なまちづくり推進協議会の活動を通じて、防犯の取り組みの必要性を啓発しています。

【後期の主な課題】

- 防犯灯の設置・整備の推進
- 防犯の取り組みの必要性の啓発

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
防犯灯の設置・整備	市内の防犯灯の設置・整備を行う。 《平成 20 年度実績》 市内 56 か所新設	継続実施を図る。	安全安心課
公園等の整備 [再掲]	公園等の増設及び遊具等の整備を行う。 《平成 20 年度実績》 都市公園等 34 か所 児童公園 78 か所	計画的な整備を図る。	都市計画課 児童課
安全なまちづくり推進協議会 [再掲]	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーンなどを実施する。 《平成 20 年度実績》 年 4 回	継続実施を図る。	安全安心課

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

6-1 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し等

(1) 現状と課題

- 国においては、平成 19 年に「仕事と生活の調和憲章・行動指針」を作成するなど、仕事と子育ての両立ができるよう、社会が総力を挙げて支援し、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識が広がりつつあります。
- また、国が示した本計画の策定指針においても、基本的な視点に「仕事と生活の調和実現の視点」が新たに追加されました。
- 一方、代表的な両立支援制度である育児休業制度の活用については、就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、母親でフルタイム就労の場合は、育児休業取得率は 64.9%、父親の場合は 1.7%という状況で、
- 国の調査『平成 19 年度雇用均等基本調査』と比較すると、国の取得率（女性 89.7%、男性 1.56%）を下回る結果となっています。

【後期の主な課題】

- 育児休業制度をはじめ、両立支援制度の活用促進のための取り組みの実施
- 出産後の就労継続を支援する取り組みの充実

【ニーズ調査結果のポイント】

		《育児休業制度の利用状況》 (就学前児童の保護者調査)					
		合計	育児休業制度の利用状況				無回答
母親が 利用し た	父親が 利用し た		母親と 父親の 両方が 利用し た	利用し なかつ た			
全体		461 100.0	130 28.2	3 0.7	1 0.2	319 69.2	8 1.7
母親の 就労状 況	フルタイム	174 100.0	113 64.9	3 1.7	0 0.0	55 31.6	3 1.7
	パートタイム・アルバイト	287 100.0	17 5.9	0 0.0	1 0.3	264 92.0	5 1.7

※縦横いずれも 上段：人数／下段：構成比（%）

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
育児・介護休業法の普及	育児・介護雇用安定等助成金の周知など育児・介護休業法の普及を呼びかけます。	中小事業者への働きかけを検討する。	産業振興課
再就職準備セミナーの開催協力	育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を図る。 《平成 20 年度実績》 広報 10 月号掲載	継続実施を図る。	産業振興課
労働相談 & 職業相談の開催協力	労働相談及び職業相談の開催協力と広報等による周知を図る。 《平成 20 年度実績》 広報 8 月号、12 月号掲載	継続実施を図る。	産業振興課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画情報紙「はばたき」を年 2 回全戸配布し、男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに、両親が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性を啓発する。 《平成 20 年度実績》 9 月、3 月の各 2 回発行	継続実施を図る。	企画広報課

6-2 仕事と子育ての両立の推進

(1) 現状と課題

- 就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、母親における生活の理想と現実、希望として仕事時間を優先したいという場合については、60%以上の方は仕事時間を優先したくても、現実には優先していない状況です。
- また、希望として家事（育児）時間を優先したいという場合では、約半数は家事（育児）時間を優先したくても、現実には優先していない状況であり、母親の半数は、その人なりのワーク・ライフ・バランスが実現できていないという結果となっています。

【後期の主な課題】

- ワーク・ライフ・バランスの実現を支える保育サービスの充実

【ニーズ調査結果のポイント】

《母親の生活の中でのワーク・ライフ・バランスの理想と現実》
（就学前児童の保護者調査）

		合計	母親の生活の中での現実				無回答
			仕事時間を優先している	家事（育児）時間を優先している	プライベートを優先している	その他	
全体		422 100.0	175 41.5	211 50.0	1 0.2	18 4.3	17 4.0
母親の生活の中での希望	仕事時間を優先したい	49 100.0	15 30.6	32 65.3	0 0.0	2 4.1	0 0.0
	家事（育児）時間を優先したい	263 100.0	128 48.7	128 48.7	0 0.0	5 1.9	2 0.8
	プライベートを優先したい	75 100.0	25 33.3	45 60.0	1 1.3	3 4.0	1 1.3
	その他	19 100.0	7 36.8	5 26.3	0 0.0	6 31.6	1 5.3

※縦横いずれも 上段：人数／下段：構成比（%）

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
ファミリー・サポート・センター事業 [再掲]	育児の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を推進する。 《平成 21 年度実績》 市内 1 か所（ふれあい蒲郡）	ファミリー・サポート・センター事業を独立した事業として立ち上げる。	児童課 福祉課
児童クラブ[再掲]	放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学生を対象として、低学年を優先的に、授業の終了後遊びや生活の場を提供する。 《平成 21 年度実績》 市内 13 か所	定員に余裕のあるクラブにおいて、小学校 4 年生までの受け入れを実施する。	児童課
通常保育事業 [再掲]	保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育園で保育する。 《平成 20 年度実績》 入所児童数 3 月 1 日現在 1,505 人	低年齢児を中心として待機児童があるため、3 歳未満児受け入れ園の増加を図る。	児童課
延長保育事業 [再掲]	保護者の就業形態の多様化や通勤時間の増大により、高まる保育時間に対するニーズに応えるべく、通常の保育時間を超えた延長保育を実施する。 《平成 21 年度実績》 市内 8 か所	実施園の増加とともに、午後 7 時を超える延長保育の実施を検討する。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
休日保育事業 [再掲]	日曜日や祝日などの保育ニーズへの対応を図る保育事業を推進する。 《平成 21 年度実績》 市内 1 か所	利用状況の把握に努める。	児童課
病後児保育事業 [再掲]	病気回復期にある乳幼児の保育を実施する。 《平成 21 年度実績》 市内 1 か所	利用状況の把握に努める。	児童課
一時保育事業 [再掲]	病気、出産、冠婚葬祭等の一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施する。 《平成 21 年度実績》 市内 2 か所	今後も需要の拡大が見込まれるため、実施園の増加を図る。	児童課
特定保育事業 [再掲]	おおむね 3 歳児未満を対象にした週 2、3 日程度又は午前か午後のみ保育ニーズへの対応を図る保育事業を推進する。 《平成 21 年度実績》 市内 2 か所	就業形態の多様化に伴い、今後も需要の拡大が見込まれるため、0 歳及び 1 歳を対象とする実施園の増加を図る。	児童課

7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 ……

7-1 児童虐待防止対策の充実

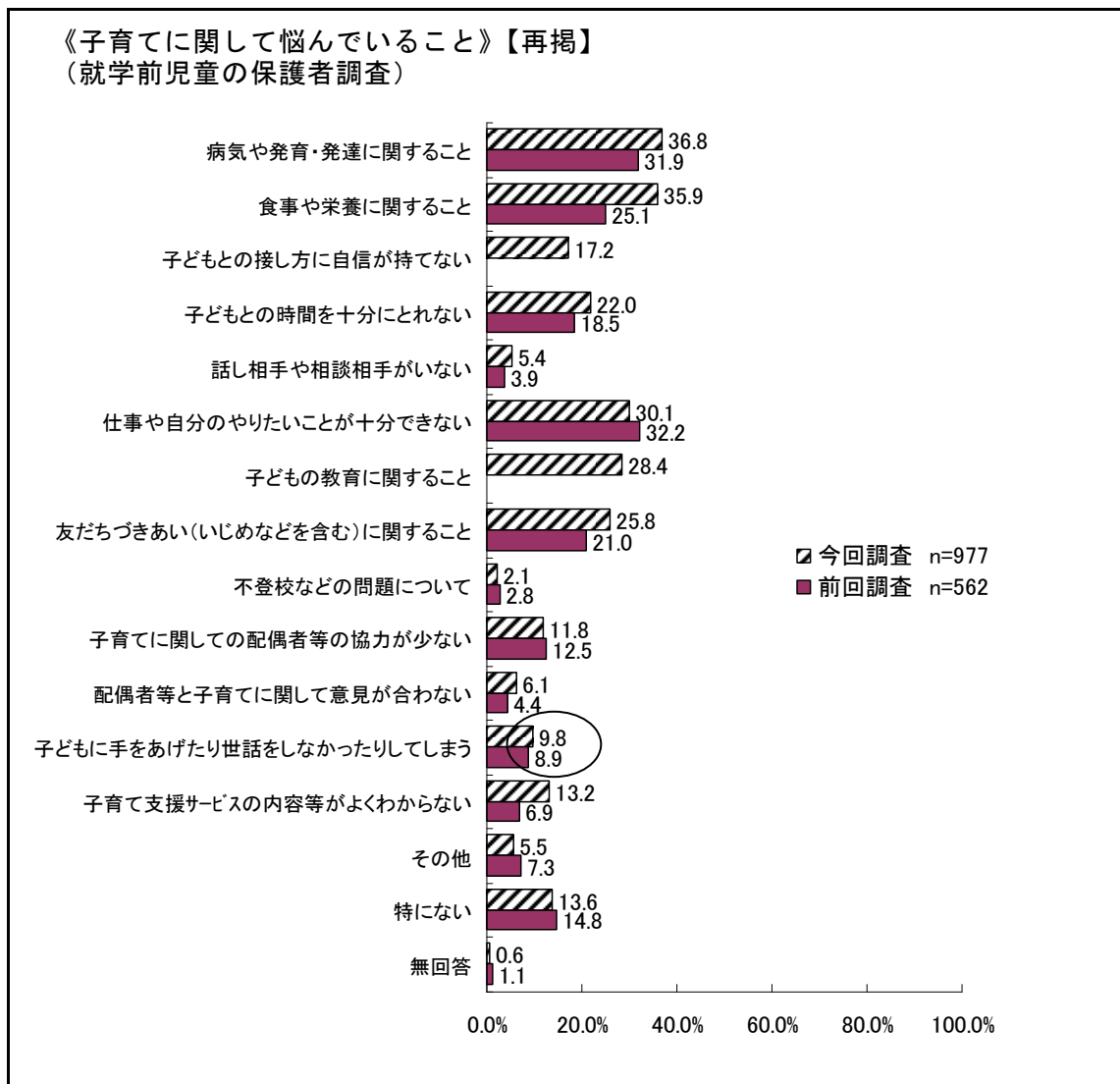
(1) 現状と課題

- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成20年度4万2千件を超え、年々増加する傾向となっています。
- 子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。
- 本市では、各種乳幼児健康診査等において、虐待の早期発見と改善のための個別支援に努めているほか、保育園・児童館においても早期発見に努めています。
- また、要保護児童対策協議会を設置し、関係機関の実務者による会議を毎月開催しており、要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議、対策を図るための啓発などについて話し合いを行っています。
- 就学前児童の保護者へのニーズ調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもに手をあげたり世話をしなかったりしてしまう」との回答は9.8%で、前回5年前の調査からは若干増加しています。
- 子育てに関して気軽に相談できる人がいない場合は、「子どもに手をあげたり世話をしなかったりしてしまう」という悩みを持つ保護者が3割を超えており、相談相手の有無が悩みの状況に大きく影響することがうかがえます。

【後期の主な課題】

- 早期発見と相談支援の機会の拡充
- 要保護児童対策協議会を通じた、関係機関の連携による取り組みの推進

【ニーズ調査結果のポイント】



(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行う。 《平成 20 年度実績》 虐待相談 73 件	継続実施を図る。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
主任児童委員、民生児童委員の活用	<p>児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員を積極的に活用していく。</p> <p>《平成 20 年度実績》 毎月 1 回会合及び研修 6 回</p>	<p>地域の自治組織や関係機関と主任児童委員、民生児童委員の連携強化を図る。</p>	福祉課
各種乳幼児健康診査等を通じた虐待の早期発見と予防	<p>各種乳幼児健康診査等で、虐待の早期発見と改善のための個別支援に努め、継続的に支援ができるよう、保健師と関係機関が連携して子育て支援に努める。また、保育園・児童館においても早期発見に努める。</p> <p>《平成 20 年度実績》 各種健診で保護者の保育姿勢や育児能力等で要観察となった者：77 件</p>	継続実施を図る。	保健センター
虐待のハイリスク者(軽度発達障害児・多胎児・家庭的問題等)への個別支援	<p>子育てについてさまざまな問題を抱えるハイリスク者に対し、積極的に子育て支援を行い、虐待の発生を防ぐとともに子どもの発育・発達を促すよう個別支援を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 虐待ハイリスク者への支援件数：実人数 36 人</p>	継続実施を図る。	保健センター
育児支援家庭訪問[再掲]	<p>家庭・養育状況に不安のある家庭で継続的な支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 訪問家庭数 95 件</p>	継続実施を図る。	保健センター

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
要保護児童対策協議会	<p>関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポートする体制を検討し、対策を実行する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実務者会議を毎月開催</p>	<p>継続実施を図る。</p>	<p>児童課</p>
虐待予防研修会	<p>母子保健・医療・福祉・教育の関係者が虐待予防についての意識を高め、関係機関の連携を強化し、発生の予防に努めるための知識や技術を養うよう努める。</p> <p>《平成 20 年度実績》 実施回数 1 回</p>	<p>児童虐待の予防のため、研修内容の充実を図るとともに、関係機関が連携して虐待予防に取り組める体制づくりを推進する。</p>	<p>保健センター</p>

7-2 母子家庭等の自立支援の推進

(1) 現状と課題

- 近年、ひとり親家庭が全国的に増加傾向にあり、このような世帯への自立支援のニーズも増加している中で、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給をはじめ、国、県、市においてさまざまな支援施策が展開されています。
- また、各種手当の支給や医療費の助成などが行われています。
- なお、母子家庭等の生活の安定・向上と児童の健全な育成を図るためには、「母子及び寡婦福祉法」に基づくきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みが必要となります。

【後期の主な課題】

- きめ細かな福祉サービスの展開と活用促進
- 関係機関と連携した自立・就業の支援に向けた取り組みと各種制度の活用促進

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
母子家庭等の親への就業支援	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給 《平成 20 年度実績》 教育訓練給付金 1 件	ハローワーク等と連携し、就労に関する情報提供の強化を図る。	児童課
事業主に対する啓発、雇用の促進	事業主に対する母子家庭の就労に関する奨励金等の情報提供に努め、雇用の促進を図る。	事業主に対する啓発、雇用の促進を図る。	児童課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当を支給する。 《平成 20 年度実績》 受給者 503 人	国の政策動向を把握しつつ、適切な支給を図る。	児童課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
遺児手当の支給	<p>「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している方を対象とした手当を支給する。</p> <p>受給者 《平成 20 年度実績》 761 人</p>	継続実施を図る。	児童課
母子家庭等医療費の助成	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費を助成する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 受給者数 1,483 人</p>	継続実施を図る。	保険年金課
母子寡婦福祉資金の貸付	<p>「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 就学・修学 4 件貸付</p>	継続実施を図る。	児童課
母子家庭等日常生活支援事業	<p>母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスを実施する。</p> <p>《平成 20 年度実績》 父子家庭 1 世帯 192 時間派遣</p>	継続実施を図る。	児童課
女性悩みごと相談[再掲]	<p>一般女性や子育て家庭、母子家庭のさまざまな悩みの相談を、専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。</p> <p>《平成 20 年度実績》 月 2 回県女性相談員による相談対応</p>	<p>広報などを通じて、事業の周知を図り、相談を必要とする方の利用につなげる。</p>	児童課

7-3 障害児施策の充実

(1) 現状と課題

- 本市では、平成 20 年 3 月に障害者基本法に基づく「蒲郡市第 2 次障害者計画」、平成 21 年 3 月に障害者自立支援法に基づく「蒲郡市第 2 期障害福祉計画」を策定し、これら計画により障害児施策を推進しています。
- 市内 1 か所で児童デイサービスを実施しており、通園により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを通じた活動性の向上を図っています。
- そのほか、各種福祉サービスや手当支給、医療費の支給などを行っています。
- また、学校においては、特別支援教育指導補助員 20 名を各学校に配置し、障害児一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進しています。

【後期の主な課題】

- 「蒲郡市第 2 次障害者計画」及び「蒲郡市第 2 期障害福祉計画」に基づく福祉サービス等の充実
- 障害児保育や特別支援教育の推進

(2) 関連事業の目標

前期の進捗状況や課題を踏まえて、関連事業の後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標を次のとおり定めます。

【事業の目標】

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
児童デイサービス事業	保育園・幼稚園の集団生活に向けて、小集団による発達援助を行うとともに、保護者への相談、専門機関への紹介などを行う。 《平成 20 年度実績》 1 か所 月平均 26 人利用	継続実施を図る。	福祉課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
短期入所事業	家庭において、障害児を一時的に養育できないとき、入所施設で一時的に預かる。 《平成 20 年度実績》 利用日数 92 日	継続実施を図る。	福祉課
補装具及び日常生活用具の給付	補装具及び日常生活用具の給付を行う。 《平成 20 年度実績》 交付 22 件	継続実施を図る。	児童課
児童居宅介護事業	障害児を対象とした居宅介護支援サービス(身体介護・移動介護)を提供する。 《平成 20 年度実績》 利用時間 290 時間	継続実施を図る。	福祉課
障害児保育事業 [再掲]	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受け入れた保育事業を実施する。 《平成 21 年度実績》 12 月 1 日現在、9 園 40 人	健常児とのふれあいの中で、お互いに育ち合う保育を行うとともに、適切な療育指導を図る。	児童課
特別支援教育	障害児一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進しており、補助員配置による教育を行う。 また、特別支援教育連携協議会を設置し、教育体制の推進状況について情報を収集するとともに、助言や支援を行う。 《平成 20 年度実績》 特別支援教育指導補助員 20 名を各学校に配置	特別支援学級における教育内容の充実を図るとともに、発達障害児については、教職員の障害への理解の推進、専門性の向上、保護者や専門機関との連携、校内での支援・相談体制づくりに努める。	学校教育課

事業名	事業概要	後期（平成 22 年度～平成 26 年度）の目標	担当
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給する。 《平成 20 年度実績》 受給者 92 人	継続実施を図る。	児童課
障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給する。 《平成 20 年度実績》 28 人	継続実施を図る。	福祉課
障害者扶助料の支給	心身に重度の障害がある方、又はその方を監督保護している方を対象とした手当を支給する。 《平成 20 年度実績》 3,703 人	継続実施を図る。	福祉課
心身障害児(者)医療費の助成	心身障害児(者)を対象とした医療費を助成する。 《平成 20 年度実績》 受給者数 1,063 人	継続実施を図る。	保険年金課

第5章

計画の推進

1 計画の周知

本計画の推進には、市民の計画への理解が必要です。

そのため、計画の目的や取り組みの詳細、推進状況などの情報を広報やホームページ、公共施設を介して提供していきます。

2 推進体制

本計画に基づく事業の推進にあたっては、パブリックコメント制度により市民の意見や情報を広く求めたり、提出された意見を計画策定において考慮していくなど、市民の皆さんが計画に参加しやすい体制をつくるための、意見交換しやすい環境づくりに努めます。

そして、本計画を総合的に推進するには、子育て支援に関わる機関や組織、団体、自主グループなどとの協力が不可欠であり、地域団体や児童相談所、教育機関、警察など、関係機関や市民と行政の協働により計画を進めていきます。

資料編

資料1 策定経緯

計画策定の経緯は、次のとおりです。

図表 30 計画策定の経過（予定を含む）

年	月日	調査・会議等
平成 21年	2月	就学前児童や小学生の保護者へのアンケート調査
	7月	関係課などへの関係事業進捗状況調査
	10月9日	第1回蒲郡市次世代育成支援推進協議会
	12月21日	第2回蒲郡市次世代育成支援推進協議会
平成 22年	2月1日 ～3月2日	情報公開と意見募集（パブリックコメント）の実施
	2月8日	第3回蒲郡市次世代育成支援推進協議会
	3月19日	第4回蒲郡市次世代育成支援推進協議会

資料2 蒲郡市次世代育成支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市次世代育成支援推進協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市における次世代育成支援の推進に関し必要となる取組について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策地域協議会として、蒲郡市次世代育成支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代育成支援行動計画 法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画として、市が平成17年3月に策定した「子育て環境づくり計画－ほほえみプラン21」をいう。
- (2) 次世代育成支援 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境を整備するための、市が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 次世代育成支援に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、次世代育成支援の推進に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体（次世代育成支援に関係する団体に限る。）の役員

(3) 学識経験者

(4) 国及び地方公共団体以外の事業主

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市の職員

(7) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第7条 協議会に、会長及び副会長を1人ずつ置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(臨時委員)

第9条 特別な事項を協議するために必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、会長が任命する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民福祉部児童課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

資料3 蒲郡市次世代育成支援推進協議会委員名簿

氏名	所属等	備考 (設置要綱第6条第1項関係)
小林 春代	ふれあい蒲郡代表	(2) 各種団体(次世代育成支援に関係する団体に限る。)の役員
竹内 康子	食生活を大切にする母親の会代表	(2) 各種団体(次世代育成支援に関係する団体に限る。)の役員
川嶋 恵美	蒲郡市保育園父母の会 連絡協議会	(1) 市民
尾崎 由佳	主任児童委員	(7) その他市長が適当と認める者
牧原 泰吾	蒲郡あさひこ幼稚園長	(7) その他市長が適当と認める者
市川 美奈子	塩津北保育園長	(6) 市の職員
酒井 貴彦	蒲郡信用金庫人事部副部長	(4) 国及び地方公共団体以外の事業主
鈴木 金三	豊川公共職業安定所蒲郡出張所 統括職業指導官	(5) 関係行政機関の職員
足立 究	豊川保健所健康支援課長	(5) 関係行政機関の職員
小林 健司	健康推進課長	(6) 市の職員
水藤 彰啓	学校教育課長	(6) 市の職員
尾崎 隆	安全安心課長	(6) 市の職員
山本 章司	家庭児童相談室長	(6) 市の職員

資料4 用語解説

【あ行】

英語指導助手（AET）

日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人教師のこと

育児・介護休業法

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的する法律

育児休業制度

労働者の申し出により、養育のため、一定期間休業することができる制度

育児・介護雇用安定等助成金

仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体の方へ助成金を支給する国の制度

【か行】

家庭教育相談員

不登校を中心とする家庭教育上の問題を持つ家庭に対して、訪問による個別の相談・指導を行い、健全な児童・生徒の育成を図ることを目的して活動する者

家庭児童相談室

18歳までの子どもたちとその家族に関するさまざまな悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員や主任児童委員が問題解決の支援を行う場

蒲郡市学校教育ビジョン

蒲郡市が平成20年3月に策定した、これからの社会を生きる子どもを育てるための指針であり、心豊かで、社会に役立つたくましい子どもを育てるために、教師が何をめざし、どんな学校づくりをしていくのかを示したもの

蒲郡市第2期障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、蒲郡市が策定した計画で、「蒲郡市第2次障害者計画」の実施計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する目標等を定めたもので、平成19年3月に策定した第1期計画を平成21年3月に改定したもの

蒲郡市第2次障害者計画

障害者基本法に基づき、蒲郡市が平成20年3月に策定した計画で、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、障害者の生活全般にわたる、これからの施策方向性を明らかにしたもの

がまごおり新世紀プラン（第3次蒲郡市総合計画）

地方自治法に基づき、本市が平成13年6月に策定した計画で、基本構想と基本計画、実施計画で構成され、基本構想は、平成22年度（2010年度）を目標年次とし、まちづくりの方向と基本理念、まちづくりの施策の大綱を定め、基本計画は、基本構想で示された将来目標の達成をめざして、まちづくりの施策の大綱を具体化、体系化したもの。実施計画は、基本計画で具体化した施策のうち、主要な事業について、毎年度の行財政の範囲で確実に実施していくため、向こう3か年の事業内容、事業費を明らかにするもの

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者

行動計画策定指針

次世代育成支援対策推進法に基づき、法律で策定が義務づけられた市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めたもの

子育て世代に適した住宅・住環境ガイドライン

愛知県が平成20年3月に策定したガイドラインで、住宅関連事業者へ住宅建設時の参考として、子育て世帯に適した良好な住宅・住環境づくりのための基本的な考え方を示したもの

子育てネットワーク

子育ての悩みを相談できる仲間づくりの支援や、講演会の託児、絵本の読み聞かせ、親子遊びの指導などいろいろな場面で活躍する、子育てボランティアのこと

【さ行】

歯科衛生士

歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、歯・口腔の健康づくりをサポートする国家資格の専門職

事業所内保育施設（事業所内託児施設）

事業所や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする保育施設

児童・障害者相談センター

東三河福祉相談センター内の児童の養護相談などを行っている児童相談所と、障害のある方への相談・手帳等の判定業務などを行っている身体障害者・知的障害者更生相談所の総称

シックハウス

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装等の使用による室内空気汚染が主な原因と考えられている症状（シックハウス症候群）のこと

主任児童委員

民生委員児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施する者

食生活改善推進員（ヘルスマイト）

市が実施するヘルスマイト育成教室修了者のことで、地区の健康づくりの推進を目的に活動するボランティア

新待機児童ゼロ作戦ニーズ調査

国による全国調査として、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行うために実施したもの

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家

【た行】

団塊ジュニア世代

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）頃の第2次ベビーブームに生まれた世代

団塊の世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）頃の第1次ベビーブームに生まれた世代

適応指導教室

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

【な行】

認証・認定保育施設

自治体が独自の設置基準を設定し、認証・認定する保育施設のこと

認定子ども園

幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のこと

【は行】

発達障害

自閉症※、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障害※、学習障害※、注意欠陥多動性障害※その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

※自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害

※アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの

※広汎性発達障害

自閉症と同質の社会性の障害を中心とする発達障害の総称

※学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの

※注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

バリアフリー

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること

ハローファミリーカード

医療と保健のスタッフが協働して子育て支援に取り組み、育児不安の軽減や虐待予防を図ることを目的に、保護者に配付されるカードで、相談機関名と電話番号、相談時間などを記したもの

東三河福祉相談センター

生活保護やDVの相談などを行っている福祉事務所と、児童の養護相談などを行っている児童相談所、及び障害のある方への相談・手帳等の判定業務などを行っている身体障害者・知的障害者更生相談所を統合した県の機関

ふれあい蒲郡

蒲郡市社会福祉協議会が設けている会員制の相互扶助の制度で、在宅介護でお困りの方や日常生活に支障のある方が「利用会員」になり、地域の中から参加した「協力会員」が介護や家事援助サービスを有料で提供するもの

保育ママ

家庭的保育事業として、保育園と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児の保育を行う保育士又は看護師の資格を持つ人のこと

ホームフレンド

不登校の児童・生徒に年齢が比較的近い学生を、ホームフレンドとして家庭教育相談員と一緒に家庭へ派遣し、話し相手や遊び相手となって心の安定を図り、健全な児童・生徒の育成に努めるもの

母子家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭が自立した生活が送れるよう、母親の就労を支援するために、給付金を支給するもので、就職に有利な資格を取得するために2年以上のカリキュラムを修業する場合に支給

母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭が自立した生活が送れるよう、母親の就労を支援するために、給付金を支給するもので、職業能力教育訓練を受講した場合に支給

【ま行】

民生児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満（おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した状態）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと

【や行】

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計のこと

幼保一元化

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所の制度を統一すること

【ら行】

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職などさまざまに呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和の取れた状態にできること